

第 4 5 7 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 9 月 2 6 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 6 年 9 月 2 6 日、第 4 5 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 1 番 | 宮 内 富 夫 | 8 番   | 前 川 裕 量 |
| 2 番 | 木 村 いづみ | 9 番   | 松 岡 秀 人 |
| 3 番 | 牛 尾 雅 一 | 1 0 番 | 難 波 靖 通 |
| 4 番 | 城 谷 英 之 | 1 1 番 | 小 林 博   |
| 5 番 | 富 田 昭 市 | 1 2 番 | 高 井 國 年 |
| 6 番 | 北 山 孝 彦 | 1 3 番 | 釜 坂 道 弘 |
| 7 番 | 石 野 光 市 | 1 4 番 | 志 水 正 幸 |

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

|               |         |                   |         |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長           | 嶋 田 正 義 | 副 町 長             | 橋 本 省 三 |
| 教 育 長         | 高 寄 十 郎 | 技 監               | 松 尾 成 史 |
| 会 計 管 理 者     | 萩 原 昌 美 | 総 務 課 長           | 尾 崎 吉 晴 |
| 企 画 財 政 課 長   | 福 永 聡   | 税 務 課 長           | 中 塚 保 彦 |
| 地 域 振 興 課 長   | 近 藤 博 之 | 住 民 生 活 課 課 長 補 佐 | 成 田 邦 造 |
| 健 康 福 祉 課 長   | 高 松 伸 一 | 農 林 振 興 課 長       | 井 上 茂 樹 |
| ま ち づ く り 課 長 | 豊 國 明 仁 | 上 下 水 道 課 長       | 長 澤 茂 弘 |
| 社 会 教 育 課 長   | 山 下 健 介 | 学 校 教 育 課 長       | 山 本 欽 也 |

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議 長 日程第 1 は、一般質問であります。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

6 番目の質問者は、富田昭市議員であります。

質問の項目は

1. 薬物やアルコール依存症の早期発見・治療の取り組みについて
2. 消費者教育の充実について
3. 安全で快適な生活ができる町づくりについて

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 皆さんおはようございます。議席ナンバー 5 番、富田でございます。

さきに提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、先ほど議長のご紹介のありましたとおり、3 項目について、ご質問をさせていただきます。

まず初めに、薬物やアルコール依存症の早期発見・治療の取り組みについてであります。

お酒は日本では百薬の長という言葉もあり、体によい印象を持っている人も多いのですが、実際には脳に作用する薬物の一種と考えるべきだと、ある医学博士は言っております。

アルコールと脳の関係につきましては、医学的な裏づけもされておりまして、アルコールを長期に多量接種していると、脳が変化しまして、アルコールへの依存状態が出てきます。また、危険な飲み方をすれば、誰もが依存症になるリスクを持っていると言われております。楽しんで飲んでいるうちはまだいいのですが、人生で困難なことに遭遇したとき、またあるいは大きなストレスを感じ、苦しい事柄から逃れるために飲酒をするようになると危険であります。さまざまな要因が絡みまして、一気に危険な飲酒行動に走ってしまうのを、周りの人が食いとめてやらなければいけないと思います。

また、ここ数年でお酒を飲んで引き起こす事件や事故、犯罪等が数多く発生をしております。多量の飲酒によって引き起こされるアルコール依存症は、暴力などで家庭崩壊を招くだけではなく、鬱病を伴う自殺や飲酒運転による交通事故などと深くかかわっているのも事実であります。

また、世界保健機構（WHO）によりますと、アルコールは肝硬変やガンなど、多くの疾病をもたらす危険性があると警告をしているものもあります。また、最新の研究では、脳の萎縮や認知症への関連も報告されております。

このような中で、依存患者の問題行動は近年ふえつつあるわけでございます。酔って 119 番の繰り返しや、医療現場を混乱させるケースも急増しております。

厚生労働省によりますと、アルコール患者は国内で推計 100 万人以上いるというふうに言われております。福崎町でも多数の方が依存症になって、家族が悩みを抱えております。

そのようなことから、正しいお酒の飲み方は飲酒の知識を周知徹底できないか、行政から住民への意識づけについて、当局の見解をお尋ねするものでございます。

健康福祉課長 飲酒につきましては、全く飲酒しない人から大量に飲酒する人まで個人差があり、さまざまありますが、通常今言われましたように飲酒の量がふえますと、アルコールによる健康障害が発生してきます。

町では、町ぐるみ健診時に、問診によりまして、アルコール接種状況等を確認しております。また、毎日接種される方や、アルコールによる肝機能障害が見られる方など、気になる方には個別に対応して、健康被害や適切な飲酒をアドバイスをしております。

アルコール依存症を含め、アルコールに関する相談は、福崎保健所で専門相談を月1回実施しております。平成25年度は4の方が延べ14回相談をされまして、また、必要な方には専門医の紹介を行っております。

おいしいお酒を楽しく飲んで、健康に過ごすには、正しいお酒の飲み方を実践することが大事でございます。全国的に4月を未成年者飲酒防止強調月間としてPR活動を強化しております。

今後も適正な飲酒について、ポスターやチラシ等で啓発をしていきたいと思っております。

富田昭市議員 こうした問題に対応するために、医療や、あるいは行政機関が連携して、アルコール依存患者の早期の発見とか、あるいはその治療につなげる、住民の健康を考えるというネットワーク会議を定期的開催をいたしまして、医療現場での対応、あるいは依存症患者のその課題についての情報を共有していきながら、そして対策を討議しまして、それらによりまして、患者らにアルコール等、健康に関する最新情報を提供するようにできないか、お尋ねするわけですが、やはりその点につきましても、まだまだその目に見えていない部分での、そういう飲酒を、通常の飲酒は別の問題ないと思うんです。例えば、1日に1合とか、ビール1本とか、それくらいに納めて、そして気持ちよく食事ができるような飲酒でしたら、これは体に私もいいと考えております。

しかし、先ほども言いましたように、やはりこう余り深酒をして、それが続くと、そういう依存症になって大変なことになるということでございますので、やはり、その患者らに本当に健康によい最新情報を提供していきながら、また行政機関としても、さらに進んだお酒の飲み方の提供なんかはどうかなというふうに、再度確認しますけれども、その点はどうでしょうか。

健康福祉課長 今言われましたように、町でも肝機能検査によりまして、アルコール性肝臓の早期発見に努めております。

また、福崎保健所でも、酒害相談ということで、精神医を初め専門的医師によって、相談を受けております。

健康日本21の中では、節度ある適切な飲酒というのを、本数と、1日平均20グラム程度の飲酒というふうに決めております。これに従いまして、また町もPRをして推進をしていきたいと思っております。

富田昭市議員 国におきましても、昨年の12月にアルコールに対しての健康障害対策基本法というのが成立をしまして、対策がスタートしているわけなんです。まだまだアルコール関連問題への社会の関心は、非常に私は低いと思うんです。そして、患者が一度はお酒をやめても、再発するケースが非常に多いというふうに言われております。それはやはり、一緒にグループでもって飲んで、つつい深酒になって、それが一つの原因となって、毎日が結局飲まないと気が済まないというふうなことも起きるような感じがするわけなんです。これは推測ですけれども。

そして、アルコール依存症は精神的な問題でもって専門医につなぐことが大切であるというふうに言われておりまして、関係機関が連携をしまして、総合的な対策を行うことが必要と考えますが、当局の見解をお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長 先ほど言われましたアルコール健康被害対策基本法につきましては、本年度の6月に施行をされております。

県でも確認をしましたところ、今から具体的な実施内容について検討をするということでございます。県の指導を仰ぎまして、また積極的に検討をして、ア

ルコール摂取について、適正な指導をしていきたいと考えております。

富田昭市議員 それではアルコールの分についてはここで終わりました、次に合法ハーブというふうに称している薬物についてのご質問をしていきたいと思います。

いわゆる危険ドラッグ、脱法ハーブとか、脱法ドラッグを吸引しまして、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が相次いで発生をしております。これはもちろんテレビや新聞等でもって非常に数多く報道されている部分でございます。

特にその使用によっては幻覚とか、あるいはその興奮作用を引き起こしましたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されておりました、深刻な社会問題となっているわけでございます。

危険ドラッグは合法というふうに称されまして、法律では規則に違反していないというふうに言われているわけですがけれども、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用による危険が発生するおそれがありまして、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が高く指摘をされているものでございます。

また、厚生労働省は省令を改正しまして、3月から包括指定と呼ばれる方法を導入しまして、成分構造が似た物質を一括して指定薬物というふうに規制をされているものでございます。

そして、本年の4月には改正薬事法が施行されまして、指定薬物について、覚醒剤や大麻と同様に、単純所持が禁止をされているものでございます。そのために、化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることによりまして、取り締まる側と製造あるいは販売する側がいたちごっことなっているような状態なんです。

また、危険ドラッグの鑑定には、その簡易検査方法がないために、捜査に時間がかかることも課題となっているわけでございます。

そこで、福崎町におかれましては、このような薬物使用の根絶に向けた総合的な対策を進めまして、町民の健康と命を守るための取り組みはどのようにされていくのか、お伺いをするものでございます。

健康福祉課長 危険ドラッグが原因と見られる交通事故等が急増しています。新聞紙上でも掲載をされております。

兵庫県では、危険ドラッグを含めた覚醒剤、大麻などの薬物乱用対策につきまして、関係機関相互の親密な連携を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、関係機関による兵庫県薬物乱用対策推進本部を設置して、薬物乱用防止や中毒者の治療・更生に取り組んでおります。

また、兵庫県警では、9月9日に危険ドラッグ総合対策推進本部を設置し、情報の共有や取締強化を実施しております。

福崎保健所では、薬物乱用防止活動の一環として、6月には福崎高校文化祭において、啓発パネルの展示、リーフレット等の配布を行い、若者を対象にした啓発活動を行っております。

毎年5月、6月は啓発強化月間で、大麻、ケシ撲滅、10月、11月が、麻薬覚醒剤乱用防止月間として啓発を進めております。

町では、啓発ポスターの掲示や保健センター窓口にリーフレットをおいて啓発をしております。

今後も警察や県、保健所と協力し、乱用防止の啓発に努めていきます。

富田昭市議員 危険ドラッグを吸引しまして、過去5年間でもって4,469人が救急搬送されていることが総務省の消防庁の調べてもってわかっているわけでございます。

この調査では、２００９年から２０１１年の３年間での救急搬送者が７１７人であったことに対しまして、１２年から本年の６月までのこの２年半で３，７５２人と大幅に増加していることが判明されたわけなんです。

しかし、この数字におきましては、本当に氷山の一角にすぎないと思います。このような薬物を使用している人は、この数字の裏側には何十倍ものその使用者が隠れているのではないかというふうに懸念をされているものでございます。

今までは、大都市圏だけの特別の人のみの使用だったものが、スマートフォンの普及など、インターネット販売が活性化したことが、薬物汚染の拡大につながったというふうに考えられているわけでございます。

そこで、薬物の恐ろしさを小学生のときから学ばば、その知識は家族などに広がりつつ、薬物の撲滅につながる重要な取り組みだと思えますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

健康福祉課長 薬物の乱用につきましては、特に青少年の乱用防止対策の強化というものが、今進められております。小・中・高校生を中心に、違法ドラッグを含む薬物乱用の危険性の啓発ということで、厚生労働省、また兵庫県も力を入れて対策をしております。町も県と協力して、青少年等による薬物乱用の根絶を目指していきたいと考えております。

富田昭市議員 この問題につきましては、９月１０日、１１、１２日の３日間、連続いたしまして、この危険ドラッグの記事が神戸新聞に掲載をされておりました。その後も頻繁に関連記事が掲載されまして、緊急事態の状態が続いております。

兵庫県警では、先ほど言いましたけれども、危険ドラッグの対策本部を発足させまして、総力を挙げて取り締まりを強化しているのも事実であります。

現在は県内の販売店１４カ所を対象に、危険ドラッグの一斉検査を実施しまして、販売網の拡大を防止するとともに、指定薬物や疑いのある商品を持っている４店舗には、薬事法に基づく危険命令と、販売停止命令も出しているものでございます。

郡部だからといって安心はできません。いつ、そのような販売網がこちらに進出してくるかもわかりませんし、また、インターネットで購入をするかもわかりません。

行政機関といたしましては、この薬物の危険性を広く伝えていただきまして、手を出さないための取り組みが重要であるわけでございます。

ＰＲ活動を通しまして、取り締まりの体制を強化していただくことをお願いいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、２点目の質問でございますけれども、消費者教育の充実についてであります。

近年はネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進みまして、消費者の生活環境が多様化、複雑化している中で、子どもや若者が１人の消費者として、安全に自覚的に行動できるよう、早いうちに消費者教育を充実させることが喫緊の課題であるわけでございます。

本年６月に政府が閣議決定しました消費者白書によりますと、１３年度は全国の消費者センターに寄せられた消費者トラブルの相談件数は９２万５，０００件と９年ぶりに増加に転じているわけでございます。全国的に１２年度を上回る結果となっているというふうに言われております。

また、未成年に関する相談件数は、２０１０年度以降、毎年度約２倍ペースで増加していることも問題となっているわけでございます。

最近では、親のクレジットカードを無断で使用しまして、ゲームのアイテムを購入したり、あるいは課金に関するものが数多く寄せられておりまして、国民生活センターが注意を呼びかけている現状でございます。

このように、ふえつづける消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を目的とするために、本町としての取り組みを伺いたいと思います。

地域振興課長 福崎町におきましては、この未成年が対象となった相談事例でございますけれども、平成24年度からこの26年の8月で見ますと7件ございました。

内容につきましては、オンラインゲームに関する相談が2件、それから、アダルトサイト等の閲覧ですとか、メールによる架空請求による相談が5件でございます。

オンラインゲームに関する相談につきましては、金額等が発生しておりましたが、これがセンターが介入いたしまして、一定のあっせんによりまして、解決をしております。

これらに対する行政の取り組みでございますけれども、まず兵庫県の中播磨消費生活創造センターと連携いたしまして、いろんなイベントの中で消費者クイズですとか、啓発資材の配布による啓発を行っております。

また、町広報の中では、消費生活相談に係る情報ですとか、アドバイスを掲載することによって、啓発を行っております。

例えば、神戸医療福祉大学におきましては、新入生を対象に出前講座を行ったり、町内の小・中学校におきましては、中核センターが連携いたしまして、生徒・保護者を対象としまして、インターネット関連に詳しい講師による講演等も実施しているところでございます。

富田昭市議員 これは2012年に施行されました消費者の教育に関する法律というのがあるわけなんです。そのときにうたっている言葉が、市町村の努力義務というふうにされているわけなんです。今課長が言われましたように、そういう形でもって実施をしているということで、安心をしたわけですが、やはりまだまだ、この小さい町内でも7件があったという形でもって、今説明がありましたけれども、やはりまだまだふえる可能性がたくさんあるわけなんです。

これも、相談があった件数のみだけでもって、実際には大変な数の方がそういうふうなことをされているんじゃないかなという感じがします。やはりその今までの計画を、今後さらに進めていただきまして、そういうふうな形の被害にあわないように、取り組みを強化していただきたいというふうに思います。

次に、この被害にあいやすい高齢者を狙う悪徳商法についての質問に移っていききたいと思います。

消費者庁の今年の消費者白書によりますと、2013年度から65歳以上の高齢者からの相談件数は26万件を超えているということでございます。

5年前と比較しますと、60%以上も増加をしておりまして、その高齢者の被害件数は老年人口の伸び率をはるかに上回る増加ぶりであるというふうに言われております。

特に電話勧誘販売の増加が目立っているというふうに言われております。13年度は24%となって、被害全体の4分の1を占めるまでに増加をしているわけでございます。注文した健康食品を送ると電話をかけまして、本人が申し込んだ覚えがないと断っても、強引に送りつける、送りつけ商法による被害も目立っているわけでございます。記憶が曖昧な高齢者に無理やり買わす手口であるというふうに言われております。

それに、過去に被害にあった高齢者に対し、被害を救済するという形でもって

装って勧誘する詐欺の二次被害も増加傾向にあります。

このような高額な被害金額も見逃すことはできないわけでございます。

相談件数全体を見ても、契約購入金額が1件当たりの平均が128万円に對しまして、高齢者は168万円にのぼっているというふうな現実であります。

こうした被害の増加と深刻さを受けて、さきの通常国会では、改正消費者安全法が成立をしております。自治体ごとの被害防止対策の強化が目的で、特に高齢者を地域で見守る体制の構築が大きな柱となっているわけでございます。

その被害の背景には、高齢者の社会的な孤立、判断力の低下などの問題があることから、自治体や警察、あるいは病院とか民間ボランティア等と、消費生活相談体制の強化が必要と考えますが、当局の見解を伺いたいと思います。

地域振興課長 高齢者を対象としました消費者被害、これはご指摘のようにこの管内でもやはり多くございます。

この対策といたしましては、平成24年度から、神崎郡域で高齢者等の消費生活被害防止ネットワーク会議を組織いたしまして、関係機関で情報交換を行いながら、見守り体制の強化を図っているところでございます。

この構成団体につきましては、兵庫県の中播磨消費生活創造センターを中心といたしまして、神崎郡消費生活中核センター、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、区長会、社会福祉協議会、福崎警察署等などで構成しているものでございます。

また、この会議におきましては、高齢者等介護サービスに係る職員も対象といたしまして、トラブルの現状ですとか、高齢者見守りのポイントなどについての研修も行っております。

それ以外の対応といたしましては、相談員による出前講座で各地区の老人クラブですとか、ミニデイサービスなどに出向きまして、啓発等行っております。

ご質問にもありました高齢者の社会的な孤立、また判断力の低下といったところの問題を改善するためには、そういった高齢者の方にまずミニデイサービスですとか、ふれあい喫茶など、地域での活動に参加されるように、地域の中でも声かけしていただくことが重要ではないかというふうに考えております。

富田昭市議員 この消費者トラブルの特徴といたしましては、その本人がだまされているということに気がつかないんです。気がつかない。そして今言われたように、地域ぐるみでの取り組みでもって、高齢者の見守りのネットワークというのが、やはり今できてるといふふうに思うんです。やはり、地域包括センターの職員を中心としたそういう取り組みが、結果的にはその顔の見える相談員が来てくれば、ご高齢の方もご安心をするわけなんです、たまたまそういうふうなにせものもいるわけなんです。施設から来ましたとか言って、いろんな相談を受けながら、結局、実はこういうものがありますよという、もうだましのだましです、正直言います。

ですから、やはり一番大事なことは、その顔の見えるそういうネットワークシステムを構築することではないかなという感じがするわけなんです。

ですからやはり、いろんな形でもってだまされやすいご高齢の方は表にあんまり出ませんから、正直言います。表に出て、いろんな方とお話をして、体を動かしていれば、そういうふうなことがないと思いますけれども、なかなか表に出てこない、そういう方々を訪問し、あるいは元気なときに公民館とか、あるいは運動場に出て、一緒に体を動かしてやっていれば、顔見知りになって、またこの脳のほうの活性化も、だんだん活発になると思うんですけれども、な

かなかそういうことができていないことが現実的な悩みであるわけでございます。

特にそういうふうな形でもってやっていきながら、どんどんとお年寄りが元気で長生きできるような、また人にだまされなくて生活できる、安心なそういう社会の構築も望むものでございます。

また、この問題につきましては、一定期間のそういう条件でありましたら、クーリングオフという形でもってそれも解約できますので、そういうふうな関係の事例なんかは今までございましたか。

地域振興課長 当然この高齢者からの相談の中で、当然センターが入った中で、業者と交渉しまして、そういったクーリングオフ等もかなり実施しているところでございます。

富田昭市議員 実際に今のそういうふうなメンバーは大体何人ぐらいの構成で取り組みされていきますか、人数的には。

地域振興課長 相談員でございますか。相談員は今神崎郡の消費生活中核センターとして3名配置をしております。

富田昭市議員 それはとりあえず専門員の方が3名という形で、あとの協力の方々は別途たくさんいるわけなんですか。

地域振興課長 福崎町の嘱託職員として専門員が3名でございます。それから、安全推進員というんですか、そういった方が町内で5名程度いらっしゃいますので、出前講座なんかはそういった方と一緒に出向きまして、講座を開催しているところでございます。

富田昭市議員 そういう方々が情報の共有をしまして、こう自分だけがわかっているんだというんじゃないくして、やはりその1人のいろんな問題点を、そういう関係者が全員が共有してあげて、そして話を進めていけば、問題も発生しにくいんじゃないかなと思いますけれども、また今後とも一つよろしく願いしておきまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、3点目の質問でございますけれども、安全で快適な生活ができる町づくりについて、ご質問をしたいと思います。

近年は異常気象の影響でもって、降水量が短時間で100ミリ、あるいは200ミリという大雨が降る地域があちこちで発生しているわけでございます。

先日発生しました広島市での豪雨も、局地的な大雨で大規模な土砂災害が発生しまして、74人が犠牲になりました。心よりご冥福を申し上げる次第でございます。1カ月以上たった現在、その進まない復旧工事に、重機が入れない場所での手作業では限界に達しまして、いまだに見通しがつかないようでございます。

各地域におきまして、100年に1度とか、あるいは数百年に1度という豪雨のために危険予知もできていなくて、その対策も不十分ではないかなというふうに思います。

気象庁の報告によりますと、1990年代後半から、大雨の降る確率が高くなってきて、その注意を呼びかけているわけでございます。そのために、どこで発生するかわからないそのゲリラ豪雨、1度降れば急激な河川の水位の上昇で、被害が発生するおそれが十分あるわけでございます。私たちは、河川に流れ込む雨水を少しでも減らすための努力をしていかなければならないんじゃないかというふうに考えますが、その対策の一つとして、周辺住宅地での雨水の貯留、あるいは浸透施設の制度の取り組みができないかと考えますけれども、当局の見解を伺います。

上下水道課長 平成25年度に定めました中播磨地域総合治水推進計画においても、人的被害の回避または軽減並びに県民生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、流す対策として河川下水道対策、ためる対策として雨水を一時的に貯留、地下に浸透させる流域対策、備える対策といたしまして浸水した場合の被害を軽減する減災対策を組み合わせた総合治水を推進しております。

市街地におけるためる対策といたしまして、今議員が申されました校庭貯留機能の確保に努め、あわせて住宅や店舗等における雨水の貯留タンク等による各戸貯留や浸透ます等の設置についても推進することとなっております。

当町でも各戸貯留における補助制度について検討を進めることとなっておりますが、先進の自治体等に確認等を行っております。住民の意識啓発にはなるようなものの、さほど効果の発揮が期待できないというのが現状でございます。

校庭における貯留が一番効果があるのではないかと考えております。そういった点で校庭貯留等の整備を県等とともに推進してまいりたいと考えております。

富田昭市議員 環境保全型の町を目指しまして、総合的な治水対策の一環といたしまして、貴重な環境資源であります雨水を地下に浸透させ、そして河川や下水道本管への流入を極力避けるという、その施設が、やはり大事なことです。

特にそういう形でもって検討されているということでございますので、やはりこれはもっともっと早急に考えていきながら、また後で出てきますけれども、やはりその辺もしっかりと議論を重ねていきながら、特に考えていただきたいなというふうに思います。

例を申し上げますと、私は駅前に住んでいるんですけども、あそこには福田川が流れているわけなんです。そして、雨の多いとき、やっぱりこう100ミリ以上というふうな降水量のあるときには、あの川がもういっぱいになってくるんです。ところが、1カ所一つだけ田んぼがあいてるんです、田んぼが。あふれた水が、その田んぼのほうに流れていくんです。そのおかげであの地域は浸水しなくて済むわけなんです。もしあそこが川の土手が高くなって、その川の水がそちらに流れ込まなかったら、もう恐らくあの辺の地域は床下浸水か床上浸水ぐらいまで上がってくるのではないかなというふうに思います。そうたびたびではありませんけれども、大雨のときにはそういう傾向があるんです。いまだにその土のうが積んだ状態で置いてあるわけなんです。カーブのところ。カーブ、あれ確か2メートル弱ですけども、それが橋のところまで来て、ザブーン、ザブーンと、あふれかえっているんです。一度大雨のときに見てもらえればわかりますけれども、非常に危険な状態です。特に消防の皆さん方にはお世話になりまして、すぐその土のうを積んでくれますけれども、あれももう少し雨が続けば、恐らく大水害になったのではないかなという感じがします。

また、七種川につきましては、後で質問します北山議員のほうから話がありますので、私はしませんけれども、そういう形でもって、本当にあの近辺の一帯のそういう整備も必要ではないかなというふうに思いますので、どうか前向きに考えていただきまして、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

そして、集中豪雨とかゲリラ豪雨、それに地震など局地的な災害が全国各地で頻発する現状におきましては、福崎町でも連続的に100ミリ以上の雨が降り続ければ、被害に遭遇する地域も住民も多数出てくるわけでございます。

気象庁では、国内の20カ所に気象ドップラーレーダーというものを設置しまして、そしてあとは1,300カ所のアメダス地点における日降水量ですか、これが100ミリ以上の、年間日数の平均値を1979年から2000年の統

計を出しております。そして、東日本あるいは西日本の太平洋沿岸では、年間5日以上、そのほかの地方では1年に1回あるかないか、数年に一度程度の頻度となっているわけでございます。

ちなみに、福崎町ではこの1年に0.5回であるというふうに言われております。この100ミリ以上の雨が降る確率は。これは21年間の統計でもって平均すると、福崎町は0.5回ということですから、2年に1回はそういうふうな雨が降るのではないかというふうな基本的なデータが出ているわけなんです。一度調べてみたらわかりますけれども、そういう形でもって、この2年に1回の100ミリ以上の日降水量でありますけれども、同じ近畿地方でも和歌山県の西川地区では、年間に6.9回という100ミリの降水量が20年間続いているわけなんです。さすが日本一の雨量の地域でございますけれども、非常に大雨が降るところでございます。

しかし、幾ら局地的な豪雨の観測精度の高い設備が整ってしましても、自然の力を抑えることはできないわけなんです。そして、住民の皆さん方は役場からの通報とか、あるいはテレビとかラジオ等の情報を元に、自分の命を守る安全な行動に移しているわけでございます。

しかしながら、実際に被害が発生し、そしてそれをうけたときには、国の災害救助法等での救済が現在では難しい状況ではあるというふうに私は考えております。

福崎町におきましては、現状を把握していきながら、救済法の改正とか、もしくは新法の創設を国に求めたりする取り組みはできないか、お尋ねをするものでございます。

住民生活課長補佐 行政も積極的に県には要望してまいりますが、災害救助法の改正もしくは新法の創設につきましては、議員発議による国会議員への請願、または関係省への嘆願書が有効な手段と考えておるところでございます。

富田昭市議員 そういう請願とかそういうものはわかっているから、そんなのはいいんですけれども、実際にその取り組みの体制をどのようにされていくかということをお尋ねしているわけなんです。やはりそれを、ただそういう形でもって国会議員を通すということはそれはわかるんですよ、わかりますけれども、やはり福崎町では福崎町の大切なことがあると思うんです。いろんな危険なところがございまして。そういうものをしっかりとやはり確認した上でもって、そういうものを設置していきながら、やはりどんどんと例えば県会とか国会議員を使っていきながら、やはりより一層のよいまちづくりをしていかなければいけないのではないかなというふうな感じがするわけなんです。やはりそれが大事なことなんです。

確かに、町内におきましては、我々町会議員があちこち見に行ったりとか、いろんな住民さんの苦情を聞きながら、いろんなことをこの場をおかりしたりとか、あるいは課長のそばに行ってお相談をさせていただいているわけでございますけれども、そういうものを求めまして、やはり福崎町でできないことを福崎町でもって取り組んでいくということが、私は一番大事ではないかなというふうに思うんです。福崎町は今、今後10年間の総合計画をしているわけでございますけれども、それも、全て福崎町の住民さんの目線に合わせたその取り組みでなければ意味がないと思うんです。いろんなえらい方が来られてやっても、それは福崎町の住民に合っていないければ、これはいたし方ないと思います。しかし、私たちの意見とか、住民さんの在所の方の意見を聞きながらつくっていくところに、本当の意味での町民に合ったまちづくりができていくのではな

いかなというふうな感じがいたしますので、どうかその辺はしっかりと考えて、取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

そして、今後、危険な状態が発生する可能性があるときには、気象庁とか、あるいは行政の共同発表で、災害警報情報は住民に避難勧告を発令すると思いますけれども、福崎町の精度の高い災害情報が、住民の的確な避難行動につながると思いますので、この点も強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

議長 富田昭市議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は北山孝彦議員であります。

質問の項目は

1. 福崎駅周辺整備について
2. 七種川護岸工事について
3. 砂防事業について

以上、北山孝彦議員。

北山孝彦議員 議席番号6番、北山でございます。議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

1番目、福崎駅周辺整備について、2番目、七種川護岸工事について、3番目、砂防事業について、この3目で質問をさせていただきます。

いつもながら質問時間は短いんですけれども、要点について質問をさせていただきます。

それでは、福崎駅整備についてであります。

福崎駅周辺整備にかかわる事業説明会をことしになってから3月29日、福崎町商工会、そしてまた6月20日、駅前公民館において説明が行われました。そして、9月19日においては、福崎駅周辺整備対策特別委員会においても、事業の進捗状況、用地測量及び物件調査の進捗状況、関係機関等の協議調整状況など説明を受けております。

内容は理解しておりますけれども、再度お聞きいたします。現在事業用地の用地測量及び物件調査が進められているが、進捗状況と今後の予定をお聞きいたします。

技 監 用地測量につきましては、これまでに約95%の境界確認を終えております。

また、物件調査につきましては、家屋等への立入調査が必要なため、承諾を得られたところから順次調査を進めており、8月中旬ごろから着手しまして、現在は94%まで調査は進んでおります。

とにかく今は12月からの交渉開始を目標に推進室職員が精いっぱい取り組んでいるところでございます。

今後は物件調査を終えたところから、補償額等の算定に入るなど、交渉の準備をしっかりと進めてまいります。

なお、事業にご協力いただく皆様に、将来の不安を感じさせることのないよう、代替地や移転先に関する相談には、誠意をもって対応していきたいと考えております。

北山孝彦議員 この事業は事業期間が計画では約5カ年と非常に厳しい工程となっておりますが、予算及び執行体制は十分なのか、お尋ねいたします。

技 監 必要な予算を確保すべく関係機関への要望はしてまいります。想定以上の早期の買い取りの申し出に備えて、土地開発公社等を活用した円滑な事業推進に努めてまいります。

また、相当なペースで用地取得を進めていくこととなりますので、ご協力をお

願いする皆様と十分な話し合いを持ち、丁寧な対応をしていくためにも、来年度以降の執行体制につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

北山孝彦議員 この事業は総事業費が21億7,500万円、国の負担が9億6,960万円、町が12億540万円の負担となっております。事業費が多額であり、町の財政基盤を揺るがすものではないかと心配しております。健全財政の中で、事業進捗を望むものですが、ほかの事業に影響が出ないのかと心配しております。将来にわたる財政計画を示していただく時期はいつごろになるか、お尋ねいたします。

企画財政課長 ご指摘のとおり事業費が膨大でございまして、平成26年度の当初予算編成におきましても、財政調整基金を1億8,700万円取り崩さないと予算が組めない状況でありました。福崎駅周辺整備の国庫補助の補助残に充てる地方債は、公共事業等債でございすけれども、交付税の算入率は低いために、町負担の多くが地方債として後年の負担となっております。また、当初計画に予定しておらない駅前単独事業でありますとか、追加事業の発生も懸念されます。

さらに、田原小学校体育館でありますとか、学校施設を含めた公共施設の長寿化計画の対応も課題として残っております。

そのために、平成27年度の当初予算編成に入ります本年の12月までごろに10年程度の中長期財政見通しをたてまして、所管の委員会にお示しをするとともに、今後の予算編成にも活用していきたいと、このように考えております。

北山孝彦議員 今回、駅前周辺整備は福崎町においても多額の金額であります。例えば、井ノ口中島線においては10億円強の予算であり、今回は12億円と大変な事業となっております。ぜひともやり遂げていただきたいと思います。

また、地権者の方、それから借家の方のご要望でありますけれども、できる限り駅前に住みたい方がほとんどでございす。今さら違う土地に移りたくないとの声が多々聞こえております。そのためにも、住民の方に十分に協力し、相談に乗っていただきたいとお願ひしておきます。

続きまして、七種川護岸工事についてであります。

去年の8月19日に上野県会議員、姫路土木福崎所長初め地元の区長、七種川流域の区長さんと町会議員数名と現場視察を行い、台風による集中豪雨のために護岸がかなりえぐられておりました。その中で、早急に対策をとることであります。

今回、県において七種川の護岸工事が進められてる聞いておりますが、工事箇所はどの辺でありましょか。また、平成24年度に福田地域で護岸が流出して応急対策をされております計画に含まれていすか。お尋ねいたします。

まちづくり課長 七種川の整備計画箇所、予定箇所につきましては、福田橋を中心に上流で160メートル、下流部へ190メートルで、全体延長としまして約350メートルと聞いております。

議員ご指摘の平成24年度に一部被災しました部分については、福田橋のすぐ下流にありますので、計画の範囲内でございす。

北山孝彦議員 今、課長の答弁の中で約350メートルと言われました。その350メートルについて、今年度の着手ですか、また、完成予定はいつごろまでですか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 整備計画の中では、平成26年度に着手をし、完成までには4年から5年かかると聞いております。

また、この夏の豪雨によりまして、丹波市など県内でも大きな被害がありまして、その復旧の予算が集中投資されることが予想されますので、完成が先にな

るという公算が大きいとも聞いております。

北山孝彦議員 それでは、平成２６年度の整備規模、また範囲はどこか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 平成２６年度の整備範囲につきましては、平成２４年度に護岸の一部が流され、大型土のう積みで応急対策を行った箇所を含め、左岸側の延長、下流からでございますけれども、延長１００メートル程度を今年度整備予定と聞いております。

北山孝彦議員 今の説明でありますけれども、整備予定となっている中で、これは区長さんの要望にも出てると思いますが、観音堂橋については入っていませんでした。観音堂橋もかなり災害を受けております。そのために、できる限りの護岸整備を早急に要望しておきます。お願いいたします。

県内においても集中豪雨により丹波市、福知山市が大きな被害があり、復旧に予算が集中投資されることが予想されるのは当然であります、その中でできる限り早く進めてもらいたいと願っております。

続きまして、砂防事業についてであります。

近年、自然環境による災害が多発し、地震あるいは台風による集中豪雨が発生し、多大なる被害に至っております。

最近では広島市北部の土砂災害においては、被災された８割弱の方が、土砂災害はないと思っていたそうで、避難行動をとられたのは１９人、被害発生後に出された避難勧告発令に気づいた方は９人、危険情報をどう伝達するのが課題と、読売新聞に報道されておりました。

その中で、福崎町においては、土砂災害警戒区域指定区域と、指定予定の場所は防災マップにも記載されておりますが、何カ所ぐらいありますか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 福崎町では土砂災害警戒区域の指定は９カ所でございます。

北山孝彦議員 その中で今回福田地区で砂防地区が進められようとしております。その整備箇所はどこですか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 現在、県におきまして計画されておりますところ、福田地区におきましては、東大谷地区、これは福崎のスポーツ公園の北側の溪流と、同じく福田地区になりますけれども、西大谷地区、これは今までにも質問がありました松山川のすぐ南の溪流、この２カ所で進められております。

北山孝彦議員 今、２カ所で整備が進められるとお聞きしました。今後、事業スケジュールはどうなりますか。また、同時に２カ所整備が進められるのか、また、１カ所の完成後にもう１カ所が整備されるのか、お聞きいたします。

まちづくり課長 県からは２カ所同時に進めるというふうに聞いております。

北山孝彦議員 それではその事業スケジュールはどうなっておりますか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 県におきましては、現在、用地測量を行っております。用地境界確定後、用地交渉を行い、年度内に用地買収を完了の予定で進めていると聞いております。用地買収が完了すれば、平成２７年度より本工事に着手し、約２年で完成予定と聞いております。

北山孝彦議員 それでは、２７年度、２８年度で完成予定との理解でよろしいですか。

まちづくり課長 県ではその２カ年の工事期間ということで進められております。

北山孝彦議員 よろしくお聞きいたします。

最近において、各地で発生していますゲリラ豪雨による被害で、付近住民は不安に思い過ごしております。不安の解消、安全・安心のためにも、一日も早い完成を要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、北山孝彦議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。  
再開時刻を１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時４５分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
次、８番目の質問者は木村いづみ議員であります。

質問の項目は

１．災害に備えて

以上、木村いづみ議員。

木村いづみ議員 議席番号２番、木村いづみでございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

８月の大雨の影響で、土砂災害や浸水被害が相次いだ丹波市、亡くなられた方に心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災された多くの方にお見舞いを申し上げます。

全国各地から大勢の人たちがボランティアとして被災地に駆けつけたボランティア元年と呼ばれた１９９５年の阪神・淡路大震災、以来そうした災害ボランティアの存在は、地震や津波、洪水などの大規模な自然災害の被災地での活動に欠かせない存在となってきました。

しかし、ボランティアに関する情報や知識は、いまだ広く共有されているとは言えず、参加したいと思っても、どうしたらいいのかわからない、自分が現地に行って何ができるのか、役に立ちたいと思う気持ちはあっても、本当に役に立つのだろうか、行動に移せずにいる方は多いと思います。私もそう思っている１人でした。

このたび災害ボランティアに参加しましたので、その体験を元に質問させていただきます。

８月２４日の日曜日に社会福祉協議会と日赤奉仕団の合同の呼びかけにより、丹波市に災害ボランティアとして福崎町から約２０名が参加いたしました。牛尾議員も参加されておられました。当日、神河町の社会福祉協議会からボランティアの方と、姫路市からの参加された方、合わせて約４０名が集まり、朝７時３０分に当町役場前を出発しました。現地での作業が泥出し等と聞いておりました。社協の方から事前の連絡で、防じんマスク、ジョウレン、飲み物、着がえ、軍手、ビニール手袋、弁当、カップ等持参するように連絡がありましたので、当日それらを持って参加いたしました。ボランティアの中には、当町の中学生、高校生の方もいました。私たちが活動した日は、１，２６３名ものボランティアが集まった日でもあり、ボランティアセンターは多くの人でいっぱいでありました。当町からも水を給水車で丹波市に持っていかれたとのことですが、飲料水ですか、また量は。

上下水道課長 飲料水でございます。量につきましては、朝福崎を出るときに２，０００リットルをくんで運んでおります。またその水がなくなりますと、現地で約１万５，０００リットルの水を調達しております。

木村いづみ議員 ボランティアセンターに持っていかれたのですか。約３３０軒が断水であったと聞いていますが、各家庭まで届けられたのでしょうか。

上下水道課長 主に集会所と仮設の配水池に持ってっております。各家庭には届けておりません。住民の方は主に集会所のほうに取りに来られております。

木村いづみ議員 その際、何名町から行かれたのでしょうか。

上下水道課長 通算、トータルしますと6名が行っております。朝3時半ごろに当町を出発しまして、こちらへは夜の9時か10時ごろに帰ってきております。6名が参加しております。

木村いづみ議員 8月の20何日かだったと聞いているんですけども、その1日ですか。2日間ぐらい行かれたのでしょうか。

上下水道課長 1日に2名の職員が参加しておりまして、6名がということでありますので、3回応援に行っております。

木村いづみ議員 当町のおいしい水を持って行っていただき、そして現地での給水作業ご苦労さまでございました。市島町に到着した後、指定の駐車場に私どもはマイクロバスをとめ、ボランティアセンターまでシャトルバスで移動しました。市民グラウンドにがれきの仮置き場が設置され、木材、家電製品、土砂と種別ごとにがれきが山のように積まれていました。

もしも、当町が家屋の全半壊約60棟、浸水被害約1,600棟と丹波市と同じくらい被災したと想定した場合、ボランティアセンターやボランティアに来てくださった方の駐車場、がれき等の仮置き場は考えておられますか。

また、がれき等の処分の仕方というのは手順があるのでしょうか。

住民生活課長補佐 まず駐車場でございます。ボランティアの受け入れに対する駐車場は、公共施設では第1グラウンド、また現在造成中でございます多目的広場、民間では神戸医療福祉大学の駐車場が使用できればと考えておるところでございます。

がれきの仮置き場につきましては、議員質問の被害想定でありましたら、相当広い空き地が必要となります。町が所有する空き地及び民間の空き地も借りることが必要と考えられます。災害の大きさや場所に応じた対策を行ってまいります。

続きまして、がれきの処分の仕方と方法でございます。災害被害の処分は粗大ごみ及び不燃性ごみが大量に搬出され、ごみ処理場へ大量搬入する処理方法では困難となることが想定されますので、被害地周辺で環境保全的に支障がない仮置き場を指定し、暫定的に積み置きする方策を講じます。

しかしながら、循環型社会にあって、リサイクル推進と適正処理を行う観点から、仮置き場において重機、破碎機や人力作業によって、可燃物、例えば木くず、たたみ、一般ごみなど、それと不燃物、処理不適物、タイヤ、ボンベなどです。また、家電類、これはテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目でございます。それぞれ種類ごとに分別する必要があります。

また同時に、生ごみ等、腐敗臭の大きな廃棄物は、防疫上収集可能な状態となった時点から、できる限り早急に収集することが必要となります。

また、くれさかクリーンセンターが使用できる場合の処理としましては、土や泥を除去した後、可燃性の処理につきましては、くれさかクリーンセンターへ運搬し、ごみ焼却炉で焼却いたします。また、不燃物につきましては、金属靴など、リサイクル可能なものを改修した後、クリーンセンターの最終処分場で埋立処理をいたします。

そして、家電4品目につきましては、家電リサイクル法に基づき、リサイクル施設へ搬出いたします。

これらの処分につきましては、地域防災計画に明記しているところでございます。ご確認ください。

また、広範囲の災害につきましては、兵庫県災害廃棄物の処理の相互援護に関する協定に基づき、近隣市町へ応援を呼びかけるなど、円滑かつ迅速な処理方

法を考えているところでございます。

木村いづみ議員 想像を絶するようなごみが、がれきが本当にたくさん出ますので、もしもに備えて準備をしていただけたらと思います。

ボランティアセンターで私どもが到着してからですが、布テープに名前を書き、みんなそれぞれの服の腕や胸にはりました。福崎町を出るときにしておけばよかったと、そのとき思っていました。9月5日、2回目の災害ボランティアに行かれたときには、社協の方がちゃんと事前に用意して、布テープとマジックを用意されておられました。

ボランティアセンターで飲料水、ペットボトル500ミリリットル1本をいただき、一輪車、箕、スコップ、ジョウレン、デッキブラシをたくさん積み込んだ軽トラを地元ボランティアの方が運転し、作業現場へと先導され、向かいました。

私どもは、ボランティアセンターに9時ごろ到着していましたが、作業に取りかかるのは11時ごろでした。ボランティアに行く側も、受け入れる側も、きちんとした準備とマニュアルがあれば、もっとスムーズにボランティア作業が行えると思います。

がれきや土砂を運び出したり、土のうを運ぶときに、一輪車が必要でありました。当町において、緊急時使える一輪車、また土のう袋はどのくらいありますか。

住民生活課長補佐 まず、一輪車でございます。一輪車は大貫の第1防災倉庫に10、それから長野の詰所の第2防災倉庫に10、合わせて20台でございます。

それから、土のう袋につきましては、第1防災倉庫に5、300袋、それから第2防災倉庫に4、100袋、合わせて9、400袋ご用意しておるところです。

木村いづみ議員 大体ボランティア3人に1台ぐらいは一輪車が必要と感じました。また、重機でつり上げる大きな土のう袋ありますよね。当町にはあるのでしょうか。

住民生活課長補佐 質問のことにつきまして、多分1トン用の分だと思うんですけども、1トン用の大型土のうにつきましては100袋用意しているところです。

木村いづみ議員 被災されたおうちの方から、家の裏に土のうを2段積んで欲しいと私どもは頼まれまして、土のうをつくったこともない女性2人でつくることになりました。水防訓練のでき上がった土のうは見たことがありましたが、初めてでしたから、袋にどのくらい土を入れてよいかわからず、土のう袋の枚数も少なかったのも、たくさん土を入れて大きな土のうにしようとしたので、大変重くて運ぶのにも苦労しました。

途中から男性2人が手伝いに来てくださり、袋の半分くらいでいいよと教えてくださいましたが、テレビで見たのか、どこで見たのか覚えてないのですが、土のう袋に黒いラインが入っていたのを見ましたが、福崎町の土のう袋には土を入れる目安となるラインは入っているのでしょうか。

住民生活課長補佐 目安は入ってございます。土の量としますと、大体通常の7分目ぐらいのところにラインが入っているところです。

木村いづみ議員 またその水防訓練でつくった土のうはどうされていますか。

住民生活課長補佐 水防訓練終了後に必要な分団があれば持ち帰ってもらっております。残りの土のうにつきましては、西治の第1デイサービスの北と、それから大貫の防災倉庫にそれぞれストックしております。

ちなみにストック数でございますが、西治のところには530個、それから大貫には400個、現在ストックされております。

木村いづみ議員 店舗や民家が浸水しそうになったときに、その土のうを役場に連絡すれば、持ってきてもらえて、浸水被害を食い止めるのに積んでいただけるんですか。

住民生活課長補佐 主に消防団員等が現地に出向き、土のう積みを行っております。

木村いづみ議員 1年前の水防訓練でつくった土のうは、町内で使われているのでしょうか。  
また、ボランティアの現場では、被災された方があそこの土で土のうをつくって  
と言われれば、その土を使って土のうをつくってあげるのがよいのでしょうか、  
私たちは畑を覆っていた砂利のようなものを土のう袋に入れてつくったんですが、  
土のうをつくるにはどのような土が適しているのでしょうか。

住民生活課長補佐 土につきましては、真砂土でございます。花崗岩が風化した砂を利用したも  
のでございます。

それから、ボランティアの方々が現地でつくってくださいというのであれば、  
つくってもらって大丈夫だと思います。

木村いづみ議員 2年に1度の水防訓練に中高生を含む災害ボランティアの方々、現在は6名し  
かいませんが、日赤奉仕団の方、そういった方も参加されるのが望ましいと思う  
のですが、参加は可能ですか、水防訓練に。

住民生活課長補佐 2年に1回水防訓練を実施しております。先ほど議員さん言われましたとお  
り、これらの方々も非常に重要な、貴重な戦力になりますので、体験方訓練に  
参加していただけたらと思います。

木村いづみ議員 来年、水防訓練があると思うんですけれども、ぜひ多くの方に参加されるよう  
にお願いします。

ボランティア活動中、現地では何度も防災無線でボランティアに向けては熱中  
症予防のために給水するようと、そして30分作業をしたら10分休憩をとる  
ようと放送されていました。また、住民の方には、水道水の使用を控えるよう  
にしてくださいなどの放送がなされていました。ボランティア作業中、1時半ご  
ろ、雨がひどく降ってきたときも、避難勧告と、ボランティア作業を終了するよ  
うにとの放送もあり、私どもは作業をやめ、ボランティアセンターに戻りました。

改めて、防災無線の重要性を感じた瞬間でもありました。当町の防災無線は雨  
の音でかき消され、大雨の際、家の窓を開けても、聞こうとしても聞きづらく、  
雨が降っていないくても、火災発生時の放送は、どこが火事なのかわからないくら  
いにしか聞こえません。防災無線の改善策はありますか。

住民生活課長補佐 通常の定時放送が聞き取りにくいなど、苦情があれば業者による区局の点検  
を行い、拡声機の修正、音量の調整をいたします。先ほど議員が言われました  
ように、確かに雨風がきつい場合は放送が聞き取りにくいという苦情が出てお  
ります。災害時において、防災無線のほか、自治会による放送もしていただ  
くよう、お願いしているところでございます。

また、災害や火災情報について、福崎防災ネット、また、お知らせメールなど  
の媒体の利用をお願いしております。加入に当たりましては、  
議員さんの力もおかりしたいと思っております。

木村いづみ議員 早急に、雨が降っていてもよく聞こえるように改善されるよう、お願いいたし  
ます。

私たちが作業を終えてマイクロバスに乗るころには、皆、服も長靴もどろどろ  
でしたが、社協の方がマイクロバスのシートにビニール袋をかけてくださって  
いました。ボランティアセンターに戻ると、シシ汁とおにぎり、わらび餅等が用意  
されており、ボランティアセンターの方々の温かいものを感じました。

皆、泥と汗と雨にぬれた状態だったのですが、帰り、ボランティアセンターか  
ら30分くらいの温泉に入らせていただきました。お風呂から上がるころには、  
神河、姫路、福崎から参加された方も皆親しくなっており、泥まみれの長靴を、  
温泉の玄関に脱ぎましたが、施設の方は嫌な顔一つせず、靴をそろえてくださ

ました。また、ご苦労さまでした、ありがとうございます、の声も大変うれしかったです。車中で、福崎まで帰って文珠荘で風呂入ろうという声も上がっていました。

ボランティア活動中の話に戻りますが、当日は初対面の方も多く、社協の方が中心となって場所ごとに人員配置され、作業に当たりました。いざ、活動となれば、親子で参加されていた方も分かれて作業いたしましたし、現地ではその住人の方なのか、親戚の方なのかわからない、布テープで名前を書いてはってましたが、全くわからない状態で、重いものを運ぶ際に、そっち持ってもらえますかと言にくい場面もありました。現地のボランティアの方が着用されていましたが、メッシュ素材のランニングといえばよいのかわかりませんが、同じ町から来たという仲間意識や、災害ボランティア活動に積極的に参加しようという意識を高めるためにも、メッシュ素材のランニングベストが必要と思います。

町職員にはネーム入りの作業着、消防団は一目で消防団の人とわかる服があるように、県外でも活動時わかるように、フクちゃん・サキちゃんのイラスト入りで、兵庫県福崎町災害ボランティアのベストはつくれないでしょうか。

健康福祉課長 災害ボランティアにつきましては、社会福祉協議会が募集をしまして活動を行っております。社会福祉協議会では、ボランティア活動であることがわかるように、災害やそれ以外の活動でも使用できるようなベスト等を作成を考えております。

今言われましたイラストが入るかどうかわかりませんが、今年度中に作成する予定と聞いております。

木村いづみ議員 ありがとうございます。ぜひとも早急につくっていただきたいと思います。

もしも町内で想定外の災害が起きたとき、いち早く集まり、活動してくださる方たちばかりです。災害ボランティアの数をふやし、もしものときに備える。ボランティアセンターがうまく機能しないと、せっかく多くのボランティアの方が来てくださっても、効率よく活動していただけないと思うのです。

常日ごろから、防災対策は不可欠であり、災害に対する備えが被害を受けた後の復旧、復興、生活再建に要する時間の短縮になると考えます。

災害ボランティアの活動も、もちろん欠かせないものです。ことしの夏は雨も多く、大雨警報もたびたび発令しておりました。これから台風の時期になり、さらに豪雨が心配されます。

朝7時に大雨警報が発令された場合、小・中学校の生徒は自宅待機となり、10時までに警報が解除になれば自宅で昼食をとってから、13時までに登校となっていたと思います。核家族、夫婦共働き世帯の多い中、小学校低学年の子どもだけで自宅待機している子どもたちの人数は把握されているのでしょうか。

学校教育課長 学校では、今のご質問の内容についての人数としては集計しておりません。ただ、昼間、家に保護者のいない人を対象としました学童保育園への登録児童数で見ますと、1年生から3年生までで、138人となっております。

木村いづみ議員 小学校低学年の子どもだけで、大雨警報が出ている中、家にいるのが果たして安全と言えるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

学校教育課長 気象警報が発令されますと、学校は休校となります。その日には学童保育園も休園としております。気象警報発令時には、当然外を歩くことも危険な状況ということになっております。そういう日におきましては、自宅で安全に過ごしてもらおうという考え方でございます。

木村いづみ議員 朝7時に警報が出て、自宅待機になり、10時に解除になった場合、自宅で昼食をとって、13時登校になっています。解除時の10時に登校できれば、子

どもだけで家にいる時間も少なくなっていると思うのですが、解除となった１０時に登校することは可能ですか。また警報が解除になった場合、学童はどのようなになっていますか。

学校教育課長 警報が解除になりまして、登校となりましたら、午後１時の登校となっております。１０時登校ということになりますと、子どもたちの給食が必要となってまいります。朝７時の時点で警報が発令されますと、その後登校ができるかどうかという判断がなかなか難しいところがございますので、給食センターは給食をつくらないということになります。つくった場合、休校が続きますと、約２，０００食以上の食材の廃棄ということになりますので、そういう措置をとっております。

このため、給食が用意できないということで、お昼をとってから、午後１時の登校ということにしております。

また、学童についてですけれども、警報が解除されまして、１３時から登校しました場合は、午後３時から学童保育園は開園して、児童を受け入れております。

木村いづみ議員 小学校低学年が１３時に登校した場合、あと何時間授業があるんですか。また、下校時間は何時になるんですか。

学校教育課長 警報が解除されまして、１３時に登校した場合、１年生から６年生まで２時限の授業を受けます。その後、集団下校という形をとっております。

木村いづみ議員 いまだ携帯電話の持ち込みができない職場が多くあります。警報が解除になったことも親はわかりませんし、自宅に連絡することもできず、避難所になっている学校に行かせたいとの声もあります。働く女性に限らず、両親が安心して働けるように、大雨警報発令時の対応を考えてほしいんですけれども、対応策はございますでしょうか。

学校教育課長 警報が発令、また解除になった場合、学校の休校や登校を知らせる場合は、教育委員会からは防災行政無線で放送いたします。また、小学校におきましては、保護者宛にメールで連絡する体制をとっております。ただ、携帯電話等を職場で手元に置けないという方の場合には、すぐ連絡することができないという状況ではございます。

このほかに有効な方法があるかは、学校も含めて検討していきたいと思っております。

それから、警報発令時に学校に行かせたいということにつきましては、現在のところは学校が休校になれば、自宅内で過ごしてもらうという取り組みをしております。いろいろ要望としましては、盆も正月も学童保育園をやってほしいという要望も出ておりますけれども、子育てというものは全てをほかに委ねるのではなく、ある程度は保護者の責任において子育てに取り組んでほしい、親の愛を子どもに植えつけていただきたいという思いもございます。

木村いづみ議員 親も学校の先生も町職員もそうなんです、働いてる方は警報が出たからといって仕事を休むことができません。大雨の中、車を走らせて職場に向かいます。しっかりした建物と大人がいてくれる場所にまで子どもを連れていくことは可能です。子どもは安全、親は安心して、警報発令時過ごせる。親は働ける環境をお願いします。

当町の災害ボランティアの数はまだまだ少ないです。ボランティアの増員とマニュアルづくりが大切だと思うのです。災害ボランティアの方が被災地のボランティア作業だけでなく、当町に警報が発令された際、子どもたちを預かることができるような活動も必要だと思います。さらに、災害が起こったときにスムーズに

支援活動をスタートさせるには、ボランティアの受入体制を充実させるとともに、現地で活動するための基本的な力を持った災害ボランティアをふだんから育成しておくことが必要であると思います。被災地に行ったというだけでなく、もしも当町がと常に考え、ボランティア活動をしながら学んでほしいし、学びたいと思います。災害ボランティアの必要性を強く感じたところでもあります。社会福祉協議会、災害ボランティア活動への補助をお願いしたいところでございますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 補助といいますのは、ボランティア活動につきましては、社会福祉協議会の事業でございますので、その予算の中で行っております。

大きな災害が発生して、いろんな経費が必要になった場合でございますけれども、そういった場合、もし町からの支援が必要な場合がございましたら、検討しまして、社会福祉協議会への補助という形でのこともあり得ることかと思っておりますけれども、通常は社会福祉協議会の事業としてボランティア活動を行っているところでございます。

木村いづみ議員 災害ボランティアの活動にぜひとも補助をお願いしたいと思います。

当町に自然災害が起こらぬようお願い、一般質問を終わります。

議長 以上で、木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は城谷英之議員であります。

質問の項目は

1. 災害対策について
2. 消防行政について
3. 観光行政について

以上、城谷英之議員。

城谷英之議員 ただ今から、議長の許可をいただき、議席番号4番、城谷英之、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、災害対策について、質問をさせていただきます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発しております。1カ月前の広島土砂災害では、72名の方がお亡くなりになられ、今も2名の方が行方不明です。

広島県内で15年前に起きた土石流災害を受け、早期着工を求めている地元住民の方々は、もう少し早く砂防ダム整備ができていたらと話されていたのを新聞で見ました。

早速ですが、質問に入らせていただきます。治山ダムと砂防ダムの違いをお聞かせ願いたいのですが。

まちづくり課長 治山ダム、砂防ダムの違いでございますけれども、治山ダムにつきましては、森林法に基づきまして、県知事、農林水産部局が計画を立て、森林の整備や保全を行っております。治山ダムでは、土地の無償使用承諾をお願いし、工事を行いまして、完成したコンクリートダムは大きな石や岩と同じ扱いとなっております。

また、砂防堰堤は砂防法に基づきまして、県が砂防堰堤を設置することによって、生命や財産を守るものでございます。事業に必要な用地につきましては、用地取得、買収をしております。

城谷英之議員 福崎町内では治山ダムと砂防ダムはどのくらいありますか。また、一番古いダムはどこか。今の堆積状況はどのようになっているのでしょうか。

まちづくり課長 治山ダムの数につきましては、県の台帳でも数までは把握できないということで聞いております。砂防事業で設置しました砂防堰堤は、福崎町内で5カ所で

ございます。また、この中で一番古いものでございますけれども、一番古い治山ダムを県に聞いておりますが、昭和40年代前半に設置はしておるが、どこか場所まではわからないということでございます。

砂防堰堤では、板坂三谷川に砂防堰堤、これが昭和27年に設置をされております。堆積状況でありますけれども、今現在満砂の状態でございます。

城谷英之議員 その三谷川のダムは昭和20年代と言われましたが、この治山ダムと砂防ダムの堆積を災害復旧費で除去できないものか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 治山ダムにおきましては、堆積状況については、堆積を取り除くことはせず、その上下流に現地調査をしまして、新しいダムを設置していくと、階段方式を基本に進めているというところでございます。

また、砂防事業で設置されます堰堤につきましては、土砂や流木を受けとめる透過型堰堤と不透過型堰堤という2種類が設置をされております。透過型堰堤につきましては、たまった土砂や流木を除去をするというふう聞いております。また、不透過堰堤では、満杯になった後、その土砂のたまりで周辺の地形の安定勾配、また流速を遅くするといった効果もありますので、基本的には土砂は取り除かないというふうには聞いております。

城谷英之議員 二つの方法があるみたいなんです、兵庫県では治山ダムに力を入れておられますが、これからの福崎町の計画はどのようになっているのでしょうか。

まちづくり課長 治山ダムにつきましては、福崎町におきましては、兵庫県第2次山地防災・土砂災害対策5カ年計画、これは平成26年から30年の計画でございますが、これらに要望し、計画的に進めていただいております。

平成23年度からは、高岡三谷奥地区、田口西谷地区が完了し、現在、大貫の亀坪谷地区で工事をしていただいております。平成26年度は西田原中谷地区で工事を着手予定と聞いております。その後は、東田原森本地区での工事予定というふう聞いております。

城谷英之議員 また、防災マップに書かれている危険箇所は、ほかにその危険箇所というのはあるのでしょうか。

まちづくり課長 現在防災マップでお示ししております情報につきましては、河川管理者、県でございまして、提供された浸水想定区域及び想定される浸水をあらわした図面でございます。

また、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水等の円滑な、また迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したものでございます。

これら、そのほかに危険箇所でございますけれども、これら河川からのはん濫といった外水といわれるもので想定したものでございまして、今、高橋でありますとか福田等よく浸水等被害が出ております。これら内水対策に対しましては、記載はできていないところでございます。

城谷英之議員 兵庫県北部で16日から17日に降った豪雨で、丹波市は31カ所の大規模な土砂崩れが起き、今、木村議員も言われてましたけれども、危険性が改めて浮き彫りになった土砂災害であります。

丹波、広島とも、発生場所の多くは、土砂災害の危険区域だった。まずは自分の住んでいる場所の危険性を知ることが必要だと思います。

土砂災害が発生する前兆というんですか、前兆は、地域の方々は知っておられるのか、また、そういったときのどうすればよいのか、マニュアル等はあるのでしょうか。国土交通省によると、土石流や急傾斜地などの危険箇所は全国で約52万5,000カ所、兵庫県では2万1,000カ所、広島県では3万2,000カ所、都道府県は危険箇所を調査し、土砂災害防止法に基づく土砂災害

警戒区域を指定する。兵庫県は大半の約 2 万カ所を指定しているが、広島県は約 4 割にとどまっていた。

兵庫県砂防課は、丹波市で発生した大規模な土砂崩れ 31 カ所を確認し、20 カ所が警戒区域内、11 カ所は警戒区域以外で起こっており、民家への被害も出ました場所は危険箇所にも含まれておらず、砂防課は今後危険箇所以外も調査を進めていく必要があるとなっております。

防災マップで書かれているところだけではなく、我が福崎町も調査を行っていただきたい。よろしくお願いいたします。

続きまして、消防行政についてですが、私が言わなくてもよくご存じだと思いますが、消防団非常に頑張ってくれています。操法では全国大会に向けて、また、土砂災害大変なことになっている丹波市への災害ボランティア、何回も行ってくれた消防団の方もおられます。操法が得意な分団、苦手な分団、この前の台風の時でも、自主的に集まって、泊まりをして、河川の見回り、看板は倒れていないか、警戒をしてくれています。本当に消防団、頑張ってくれております。

そこで、質問に入らせていただきます。昨年 12 月に消防団支援法が確立され、消防団 1 人当たりの交付税が引き上げられました。階級、在籍年数に応じ設けられる退職金の上乗せや、報酬や出動手当の引き上げを求められております。

今現在、全国の状況はどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

企画財政課長 新聞報道などによりますと、交付税で算定をされております団員の報酬及び費用弁償と比較しまして、各市町の額が低いといわれるような報道がされるわけですが、普通交付税の単位費用につきましては、標準規模の団体で積算をされます。消防費の測定単位は人口でございますが、標準的な団体と申しますのは人口 10 万人、14 分団が存在して、団員数は 462 人となっております。当町はその人口規模の 5 分の 1 の程度の町でございますし、団員数は 138 人、それを上回る 600 人でございますので、単純に報酬の比較だけでは、国が、新聞報道が言っておりますような標準的な費用弁償に届いていないという比較はできないわけでございます。

全国の現況についてのご質問でございますけれども、消防団支援法の施行を受けまして、消防庁が平成 25 年度の全国の報酬額を調査いたしました。この結果につきましては、報酬を払っていない市町は非公開になっておりまして、金額はわからないわけでございますけれども、その調査を受けて平成 27 年度には処遇改善を行う必要も増加するというような報道がされております。

城谷英之議員 3 月に一般質問をさせていただいて、消防団に対する装備品について、約半年が経過しますが、その後どうなっているのでしょうか。お答え願います。

住民生活課長補佐 消防団員の皆様方には本当に頭が下がるところでございます。そのため、消防団の活動の充実の強化のため、安全装備品、救助資機材装備品等の充実・強化を図る必要があると考えております。一度に配備することは財政的に困難であり、消防団の実情を踏まえ、本団とも協力しながら、必要と思われる装備、資機材等を財政課とも協議をしながら、計画的に配備していきたいと考えております。

また、本年度消防団員等公務災害補償等共済基金から、消防団員安全装備品整備等助成事業の照会が来ました。本年度もライフジャケット、夜光チョッキを要望いたしましたが、残念ながら不採用となってしまいました。

今後も積極的に要望し、他の補助メニュー等を活用しながら、装備品等の充実を図っていききたいと考えておるところでございます。

城谷英之議員 国は消防団支援法について、交付税措置について変えるような形をとっているというのを見ましたけれども、交付税は、交付税措置は増になっているんですか、なっていないんですか。

企画財政課長 交付税措置につきましては、平成25年度の消防費の単位費用でございますが、住民1人当たり1万800円でございます。平成26年度では、その額が1万1,200円、約3.7%、400円の増となっております。これによりまして、町の消防費全体の基準財政需要額は、1,020万4,000円増加しました。

当町の平成26年度の消防費の基準財政需要額の総額は、3億960万2,000円でございます。そのうちの非常備消防費は約9.4%となりますので、2,910万円でございます。平成25年度に比べまして、100万円程度の増加を見ております。

城谷英之議員 本当に豪雨で、私、八千種出身なんで、余り市川とかそういう河川に対しては余りそういう理解とかはなかったんですが、消防団本部に入らせていただいて、本当に市川でごうごうと流れる川の中で消防団が一生懸命土のうを積んでくれています、今。二次災害にならないためにも、ライフジャケットそれから無線機、消防団の命を守るということで配備をしていただきたいと、よろしくお願いいたします。

続きまして、観光行政に入らせていただきます。

春日山と後藤又兵衛について、NHKでも後藤又兵衛を取り上げられるとお聞きしましたが、春日山を持つ福崎町として、方向性はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 まず、後藤又兵衛と春日山の関係でございますけれども、春日山城が又兵衛の家系であります播州後藤氏の居城であったということは記されているわけですが、又兵衛自身が春日山でどうこうというような具体的な記述がないように思われます。昨年度では観光協会の事業といたしまして、春日山が播州後藤氏のゆかりの地であるということで、戦国時代の福崎町と題したイベントも開催したところでございます。なかなかこの後藤又兵衛を全面に出してというのは、しんどい面があるかと思えます。

ただ、近隣で見ますと、後藤又兵衛は山田町の出生ということに言われておりますけれども、加西市でも山下町に生まれたというようなことも言われております。そういった面では、春日山と後藤又兵衛がつながるような宣伝文句がないのか、こういったことはもう少し研究はしていきたいと思っております。

ただ、ご質問は福崎町の考え方ということでお尋ねなんですけれども、こういった観光分野の取り組みにおきましては、やはり地元の思いというか、地元の熱意、これがないとなかなか行政が先導いたしましても、盛り上がらないという面もございますので、そういったところも見ながら考えていきたいと思っております。

城谷英之議員 いろんなことを後藤又兵衛も言われております。何が正しいかというたら、それは今課長が答弁いただいたんですけれども、考え方を考えれば、いろんなことでまた後藤又兵衛がつながっていくんじゃないかなと、それで、後藤又兵衛に関してはいろいろ鍛冶屋地区でもいろいろ残っておりますので、その辺も1回調べていただいて、春日城があるということについて、やっぱり後藤又兵衛へつなげていただきたいと、お願いをしておきます。

また、前にも又兵衛桜をお願いしたんですが、宇陀市のほうから余りいい返事がもらえなかった。あれから約3年がたとうとしておるんですが、教育長何か

ほかにその又兵衛桜にかわるような、何かいい方法はないですか。

教 育 長 私どももあの手この手で宇陀市のほうへ又兵衛桜を分けていただけないかと、こういうお願いをしていたんですけれど、現在のところ、それが実現されていないのが実態でございます。

そこで、私どもとしてはこういう方法もあるかなということで、福崎又兵衛桜を新しくつくるとか、そういうふうな、宇陀市に頼らない、福崎独自の方法ができないだろうかと、こういう点で研究をしていきたいと思えます。

城谷英之議員 ありがとうございます。春日山のふれあい会館も整備をしていただき、トイレもきれいになりまして、今後も春日山周辺の整備を進めていっていただきたいんですが、課長どうですか。

農林振興課長 春日山の整備ということでございますが、今年度につきましては、現在、県の補助金をいただきまして、案内板の改修や登山道の階段の補修を行っているところでございます。また、来客者のために、今、議員さん言われましたように、トイレの洋式化も行っております。

今後の里山等の整備につきましては、現在考えておりませんが、春日山の山頂からの展望につきましては、姫路市から福崎町全体につきましては、もっと展望ができればということ、今思っているところでございます。

城谷英之議員 ぜひともその里山事業も進めていってもらえたら、すごくいいんですが、その辺にしまして、次、辻川山公園の河童に入らせていただきたいと思えます。

辻川山公園の河童は、ことし2月に設置しましてから、約半年が経過いたしました。メディアでも随分出していただき、先月のお盆に見に行きましたら、見る場所がないほどのお客さんが来られて、大変驚きました。

メディアへの出演はどの程度でしたか。お尋ねをいたします。

地域振興課長 辻川山公園の河童につきましては、神戸新聞を初め新聞社で3社、それからラジオで1社、テレビにおきましては、関西方面のテレビ局の全てが取り上げてくれました。

また、近隣のケーブルテレビにも取り上げていただいておりますので、非常にそういった効果が出てきているのが現状でございます。

城谷英之議員 概算で結構ですから、設置後どれだけの数の人が見物に来られたか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 なかなかカウントはできないものなんですけれども、3月の初めに神戸新聞が出した翌日には、上の記念館なんかの職員に言わせると1,000人ぐらい来てるんじゃないかというような話もございます。休みの多いときでは、1回に40人、50人というのがずっと続いておったようでございますので、概算でありますけれども、5万人から6万人ぐらいは来られているんじゃないかと思っております。

城谷英之議員 メディアの力をかりると、この小さな福崎町でも全国から非常に注目されるということです。しかし、日本人はおもしろいものにはすぐ飛びつきますが、飽きるのも早いです。私も含めてですが、河童人気もそうそう続くというわけにもいけないと思えます。そのあたりを踏まえて、新しい企画として妖怪コンテストの開催だと思えますが、どの程度の参加者を見込まれているのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 今年度取り組んでおります妖怪造形コンテストですけれども、こういった事業は初めてでございますし、何せ地方公共団体がこういった事業をやっているというのがほとんどございませんので、なかなか見込みがつかみづらいところでありますけれども、作品の募集期間は10月31日までとしております。現在

数点が出てきておるんですけれども、申込用紙につきましては、WEBサイトからダウンロードをするようになっておりまして、このカウントしております。現在で約800件がダウンロードをされておりますので、このうち何件が期間までに応募されるかということになります。ちょっとなかなか見込みづらいところがございます。

城谷英之議員 ありがとうございます。いろんな作品が届くのを楽しみにしております。

さて、そのコンテストのテーマは天狗ですが、今後の活用はどのようなことをお考えか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 このたびのコンテストでの一般部門の最優秀賞につきましては、その作品をモチーフにしましてサイズアップした像を、辻川山公園に設置することとしております。あわせまして、入選作品につきましては、譲渡を受けまして、町内の施設、これは具体的には決定しておりませんが、どこかで展示をしていきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 今回この河童みたいに、池から出てくる河童のような仕掛け等は考えておられるのか、お答えを願います。

地域振興課長 非常に河童が好評でございましたので、できでしたら、天狗を用いたような仕掛けができないかということで検討はしております。また、どのような仕掛けでどこに設置するのかによりまして、費用もかなり変わってまいります。また相応の経費になると思いますので、財源も必要になってきます。そういった点を総合的に勘案しながら、検討を進めていきたいと考えております。

城谷英之議員 同時に学問の道も設置されたわけなんですけれども、何かそっちのほうは学問の道はやっぱり険しいんかもわかりませんが、なかなか上がられる方がちょっと少ないかなという中で、この天狗をできたらその山を飛ばすような感じでしていけたらどうかなと、提案ですけども、そういうこともちょっとほかからも聞いたので、ちょっと一言言っておきます。

また、この天狗は、余田には浄舞、田尻には龍王の舞と二つの伝統文化がございます。それもやっぱり一緒にこの天狗を利用して、いろいろまた協力していただいて、福崎町として、やっぱり進めていっていただきたいと思います。

また、河童もリニューアルされて、一段とまた気持ち悪くなってきましたけれども、あの河童がこう手に持っているあの白いこんなんは、あれは何なのでしょう。

地域振興課長 昨日設置を終わりました。本日からは一般に公開をしておりますけれども、手に、口に挟んでおりますのは、尻子玉でございます。一般的に河童の伝承の中では、河童が水の中に引きずり込んだ人間から抜くのは、尻子玉と言われております。これは架空の臓器の一部でありまして、これを抜かれると腑抜けになるという言い伝えがございます。

そもそも辻川山公園の河童のもととしておりますのは、柳田國男先生の「故郷七十年」に出てきます駒ヶ岩の河太郎、これでございますが、柳田先生は子どものころに市川で泳いでいるとお尻を抜かれるという表現をされております。

ただ、辻川山公園の河童のストーリーとしましては、この尻子玉を引用しているものでございます。

城谷英之議員 きょう私のフェイスブックでは、観光協会からのダウンロードした河童が、非常にみんなアップ、たくさんしてくれていて、本当にありがたいお話なのでございます。

河童もですけれども、天狗にも期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で、城谷英之議員の一般質問を終わります。

次、10番目の質問者は小林博議員であります。

質問の項目は

1. 都市計画について
2. 行政施設の管理・契約について
3. 災害対策（交通安全対策を含め）について
4. 空き家対策について
5. 七種山周辺整備について

以上、小林博議員。

小林 博議員 私の予想よりも早い時間に一般質問が来ましたので、ちょっと心の準備ができてませんで、何年たちましても、あがり症の私、治らないものでございまして、お許しをいただきたいというふうに思います。

今回の一般質問の人気ナンバーワンはどうもまちづくり課長のようでございまして、私もそこに向かって質問をするということのようで、お許しをいただきたいというふうに思います。

福崎町が都市計画法に基づいて、さまざまな計画の決定をやり、いろんな事業を進めてきたところでありまして。今回、都市計画街路の見直しが問題になっておるのでございますが、都市計画事業全体で見えますと、街路事業だけではなくて、あるいは区画整理事業でありますとか、さまざまな事業がありますが、特に公共下水道事業も都市計画決定をされた事業でございまして。雨水排水計画を含めて、この公共下水道事業、汚水の部分だけでも計画レベルで300億円というふうに出されていた事業が、10年余りで完成をいたしました。そこにまた何億もの事業をかけて、雨水排水幹線も田原区域ではかなり進んでおるわけでありまして。

そんなふうに都市計画というふうな法令にのっとって進めてきた事業を、福崎町でも大きく進んだということをお前提にして、感謝を申し上げながら、質問することによってございまして、よろしくお願いをしたいと思います。

今回、見直しのあります都市計画事業でございましてけれども、これは私は街路の計画だけが、廃止だけが先行しておることに大きな疑問を持っておるわけでありまして。都市計画街路というのは福崎町全体、特に市街化区域の中の整備全体を考えながらやらなければならないというふうに思うんです。道路は其中でも骨格を示すものでありまして、市街化区域内の用途地域の問題、あるいは雨水排水計画の問題、区画整理の問題等も含めてあるわけでありまして、とにかく道路だけの廃止を先行させると、県が言うからとにかく廃止するんだという、そんなふうにそのことだけを急いでおられるというふうに思えて仕方がありませんが、その総合的な見地から、どんなふうな感じで、今回の作業を進めておられるのか、まずお聞きをいたします。

まちづくり課長 今回の都市計画道路網の見直しに当たりましては、計画された当時から社会経済情勢も変わってきております。人口の減少でありますとか、高齢社会を迎える中で、これからのまちづくり行政においては、拡大型から安定型、成熟型へ移行していく必要があると考えております。都市計画道路のみならず、都市計画全体、道路整備も含めた道路ネットワークも考えながら、都市計画全体を見据えた整理を行い、上位計画であります都市計画マスタープランにも改訂時には適切に反映していきたいと考えております。

また、このたびの都市計画の見直し廃止方針の案を示しておりますけれども、これらにつきましては、市街化区域の整備でありますとか、用途指定区域の地

域の見直し、これらは行っておりません。また、雨水排水計画につきましては、上下水道課とも協議しながら進めているところでございます。

小林 博議員 まずこの全体の計画の中での街路の位置づけということが重要だと思うんです。ここに都市計画図、何回もよく会合でもらったり、あるいは買ったりして見ておる図面ではありますが、改めてきのうまたちょっと購入をさせていただいたんですが、これで見ますと、今回廃止対象になっております大門福田線のこの沿線は、井ノ口の東側から北野のほうにかけて、第一種の住宅区域、低層の住宅区域ということになっております。

これはもうこの図面を見たらパッとわかるとおり、大門福田線に沿った形でこの色塗りがされておるわけです。逆に言えば、この大門福田線の計画があつてこそその市街化区域であり、あるいは第一種住居区域ということにされておるといふふうに思うんです。

この道路だけが廃止をされてしまうと、この地域の一帯、これはどうなるのかと。今回、用途地域の件は出されておられません。土地利用といたしましても、この区域は建坪率50%という一番少ない建坪率で指定をされておりますので、本当に土地の有効活用というのは、ある意味でまたしにくいという、そういう部分であります。

そんな意味でこの区域のことを考えますと、この用途区域の変更なり、あるいはもう市街化区域の変更そのものも含めて、土地利用のことも考えて、計画を立てなければいけないのではないかというふうに思うんです。

この点については、どんなふうな考え方で、この街路の見直しをやられておるのでしょうか。

まちづくり課長 ご指摘のありました大門福田線につきましては、本町において市川を挟む西と東を結ぶ重要な路線という認識ではおります。当町では、現在福崎駅周辺整備に関する事業に集中投資をしていかなければならない状況であることはご認識のことと思いますが、駅周辺整備をしながら、今後さらに整備効果を高めるための方策を研究して、将来は具体的な検討を行っていきたいと考えております。

また、大門福田線北野地区になりますか、区画整理の関係でございますけれども、都市計画道路1本だけがその全体地区を整備するものではないというふうに考えております。この地区につきましては、さきにも区画整理事業の推進ということで、調整をさせていただいた時期があるように聞いております。この中におきまして、都市計画道路だけではなしに、違うルートでの道路計画をあわせた地区計画ができるのではないかと、そういった計画が、具体的な計画ができるのではないかと、きのうにもちょっと答弁させていただいておりますけれども、広報ふくさきで7月に意見を募集いたしております、9名の方から意見がございました。このほとんどはこの大門福田線の存続希望というものでございました。その中で、8月26日、27日に関係地元区に案内いたしまして、説明会をしまして、この中で、福崎町におきまして、この地区、ここの地区の安全で良好な地区形成を図っていくために、地域の方々と一緒に整備手法について検討を行っていきますというふうにも説明をしておりますので、その点、ご理解をお願いしたいと思っております。

小林 博議員 私は、都市計画全体の整合性の問題をお話ししております。今の答を聞きますと、市街化区域の設定あるいは用途地域の設定は、今のままで進むんだと、そういう答弁だというふうに受けとめました、そういうことですね。

まちづくり課長 今現在では、市街化区域あるいは用途地域を見直す予定はないところでございますが、将来、福崎町の土地利用と、そういったものを考えながら、見直すべ

き時期には、また見直していくべきというふうには考えております。

小林 博議員 その場当たりの感じの答のような気がしてなりません。考えますと、市街化区域の設定がされ、街路計画の決定がされ、そうして用途地域の決定がされていくという、そういうことでずっとこうこの計画づくり進んできたように思います。その中でも、市街化区域内を初め、町内全体での交通網ですが、もう、まちづくりの骨格をなしておるのは、基本は街路であります。

したがって、この道路網の計画を、大きく廃止または修正するというふうなことであるならば、それならば全体の、あるいはその各地域の土地利用をどうするんだということも含めて、総合的な計画を立てるのが、都市計画であって、とにかく10年以内にできそうもないやつは全部もう計画を見直せという県の指示に基づいて進めるというふうな、そういうやり方は、非常に問題だというふうに思うんです。

都市計画道路は他の都市施設や土地利用などと一体的、総合的に都市計画に定めることで、長期的視点から計画な整備に寄与し、道路の持つ公共機能や周辺の市街化の促進などの働きを要するというふうにして、円滑な都市活動を支えるための重要な社会資本の一つとして、役割を果たしてきたというふうにして、兵庫県もそんなふうに、まず都市計画街路の位置づけについて述べておるわけであります。

したがって、この計画街路の変更をするなら、他の今言いましたような都市計画のような、それに絡む計画も、今後はこう変えていくんだという、そういうことも含めて、住民に示してこそ、計画らしい計画ということになるんじゃないでしょうか。今、出されておるのは、道路の廃止だけでありまして、後そこに残された土地はどうなるんだということについては、もうさっぱり方向づけがないということになるわけです。

先ほど東西の連携言われましたが、福崎駅前では念願の事業がようやく着手をされていております。そういう段階になって、福崎地域の北部での東西の連携が1本もないということであります。月見橋があるじゃないかと言われても、月見橋というのは、車の交替もできない、あるいは雨が降ったら通行どめになるような橋でありますから、これはもう本当の意味での道路橋、道路の橋としての機能を持たないというふうに言わなければなりません。

そんな意味で東西の連携、町の一体化をどうするのかという、これの担保性がどうなるのかという、その問題があります。

あるいは、防災対策では、福崎地域は水害にも大変心配なところでございまして、毎年のように災害の危険にさらされております。したがって、山崎の直谷から出る水を、直接市川に放流する雨水排水幹線をつくろうということで、これは都市計画決定されておるわけです。これが大門福田線の中に埋設をするという、井ノ口中島線の下に幹線が入っておるように、大門福田線にも山崎の直谷からの水を直接市川に放流する、そういう雨水排水幹線の都市計画決定がされておるわけです。

これが、この計画が示されて、そして都市計画審議会でもそんな議論がされても、そのことについては全く答えることができなかった。どうするんだと言われても答えることができなかったという状況じゃないですか。住民に対しても、そこまで明らかにしないと、その土地の縛りはなくなりますよと言っても、そこに都市計画決定された雨水排水幹線というものは決定として生きておりますと、その土地は自由になっていないということにも逆になるわけでありまして、そんな意味でも本当に余りにも道路廃止だけを急いだ計画というふうに言わざ

るを得ないと思うんです。

したがって、その面についていま一度、改めて総合的な検討をし直すというふうなことになるんじゃないでしょうか。

副 町 長 議員ご承知のように、今、第5次総合計画の見直しをしております。その中に将来の町の基盤といったような形で、時代に対応した都市計画の見直しを図りつつ、市街地の整備などを進め、良好な市街地形成を図っていくと、また、基本計画の中における現状課題の中におきます分野では、市街地整備の中で柱立てて都市計画、用途地域などの都市計画の見直しといったような現状と課題を列記しております。

今、言われましたように、都市計画道路の未整備区間の中には、計画決定後の社会経済情勢の変化により、必要性に変化が生じているものも存在するところでもあります。今後は社会状況の変化や、現時点における可能性を再検証し、見直しに向けた検討を進め、優先する路線から計画的に整備をしていく必要があるといったような形であげております。

さらに、土地利用につきましては、現状に見合う用途地域の見直しの検討が必要であるといったような現状課題を掲げておりました。

町の取り組みといたしましては、良好な市街地形成をするため、用途地域の見直しを図っていきます。また、都市計画道路等につきましては、先ほども申し上げましたように、決定後三十数年たっております。それら未整備区間につきましては、いったん計画を廃止しまして、必要性に応じた形の中で、また都市計画決定をしていくというような方向性を見出したいというように思っております。

また、福崎駅北部における東西の路線の関係でありますけれども、これらはエルデホールの前にありますエルデホール線を使って、東部のほうに向かっていくといったような形、また橋梁等につきましては、川のスパンの一番短いようなところをもって、また事業費の計画性を含めた中で検討を加え、これらは急に見直しをし、都市計画決定するものではありませんが、そういったような背景の計画も持っているところであります。

議 長 一般質問の途中ですが、まだ相当時間がかかることが予測されますので、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小林 博議員 今、副町長から答がありました。まちづくり課長の答と比較をして、若干整合性がどうなってるのかなというふうな認識も持ったわけでありましてけれども、まずその廃止をする場合、代替の計画がどうかという、かわりの計画がどうかということになるんですが、かわりの計画が本当にこの現実性があるのかどうかという点です。この点が問われると思うんです。

県の見直しガイドの3ページ、この流れ図において、現在どの段階でしょうか。

まちづくり課長 県の示しますガイドラインについては、今現在4段階まで行っております。

小林 博議員 ステップ4ということですか。

まちづくり課長 終わったところでございます。

小林 博議員 早くもステップ4の段階になっておるというふうに理解をしてよろしいわけで

すか。

まちづくり課長 はい、そうでございます。

小林 博議員 ここまで進んでおるのについては、本当にこうだったのかなと思うんです。県がこういう方針を発表して、新聞でもいろいろ言われて、本議会でもその新聞報道を受けて質問が出たりもしました。そこで町もコンサルタントを入れ、そうして県とも協議をしながら案をつくられていくということで進んだと思うんですが、町議会に初めて示されたのが3月18日だったように思います。そして3月24日には町の都市計画審議会に示されたわけでありまして、それまでの段階が全くオープンにされないまま進んだということについては、今になってですけど、本当にこうなのかと思うんです。

福崎町の広報でも、7月号に出ましたけれど、その広報につきましても、県のこの見直しにつきましても、透明性を持って、そうして選択と集中だというふうに書かれておるんですが、この透明性という言葉から照らせば、もっとコンサルを入れて、いろいろ協議をする。このステップ4の段階になってから、町民と議論しようと言われても、あるいは議会と議論しようと言われても、ちょっと遅過ぎるんじゃないかというふうに思うんです。もっとステップ1、2、3の段階で、1、2の段階で、せめて2の段階で、そのとき素案を出されたオープンにされておるべきではなかったかというふうに思うんですが、今になってどう思われますか。

まちづくり課長 このガイドラインのステップにつきましては、1と2につきましては、県のほうで検証をして、その結果を受けて、町では3、ステップ3から検証を行っておるというところでございます。

小林 博議員 ですから、私の感想で言ったわけですが、このフロー図を見て。なぜこんな段階にまでオープンにされなかったかということについて、お尋ねをしております。

まちづくり課長 町の考えとしましては、各ステップにおいて検証をしまして、その見直し案という形で最後お示しをしたところでございます。

小林 博議員 案だと、案と言えども案なんですけど、それ以降、都市計画審議会でも、今住民の方々から出されておる同様の意見なり、私が先ほど触れましたような同様の意見が、私以外の審議委員さんからも出ておりました。

したがって、そういう意見が出ても、もうとにかくいったん発表した案は変えないんだという、そういう姿勢では、住民との協議ということにならないんじゃないでしょうか。どうですか。

技 監 都市計画決定については、皆さんのご意見を踏まえてという形で考えておまして、その前段として、今回の広報に掲載させていただきました。

それから、意見を出しても反映されないのではないかというお話については、今回8月26日と27日、広報掲載後ご意見をいただいたところを主体に説明会をいたしまして、ご意見を再度詳しくお聞きしております。

その場でも町の方針、考え方というのは説明させていただいたんですけれども、主な内容としましては、大門福田線のあの地域に早く何か道路が、整備必要だというご意見だったので、都市計画決定の廃止存続という必要性の話ではなくて、道路整備を早くどこか考え直してほしい、それから、幅員が今16メートルで決定されてるんですけれども、もう少し狭くてもいいんじゃないかというお話もありましたので、それらも踏まえて、都市計画をいったんリセットすることで、計画の自由度も上がると思いますので、そういう説明をさせていただいています。

小林 博議員 3月18日の議会への説明、同じく3月24日の都市計画審議会への説明、そ

の段階で、５月に入りますと、北野大門等関係地域にはこちらから出向いて説明及び協議を行いますということを議会とそして都市計画審議会に表明をされました。したがって私は、当然それがあるものだというふうに思っていたのですが、そういうニュースを聞くことができなかった。そして、７月１日に都市計画審議会があって、そしてこういうことで広報に発表しますというふうに、そのときに言われたわけであります。

ところがそのときにはもう広報はでき上がっておって、明くる日の２日にはもう区長配布という、そんな段階になってから、都市計画審議会開いて、あしたこれこういうことで町民に出しますという、そんなふうになったわけでありまして、なぜ５月に関係地域への説明会ををすると言われておったその表明が実行されなかったのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 議員ご指摘のとおりでございます。５月に説明会をするということを審議会等で申し上げておりましたが、見直し案の段階で町民の皆様に広くお示しをするということから、広報ふくさきに掲載をしまして、皆様の意見を募集したというところでございます。

小林 博議員 思い起こしますと、この都市計画街路網を最初に決定するときは、各関係地域の公民館に出ていって、そこで皆さんのご意見を重ねたわけですから、私の地域でも、初めは国道３１２号線をドンと広げようという計画だったものがなくなって、高橋山崎線に変わっていったというふうな、そういう経過が思い起こします。したがって、つくる時、計画を決定するときには各地域の、関係地域の公民館へ出向いていった。今回は廃止に当たって、関係地域に説明会に行くということだったんですが、全くこう議会への報告もそうであったんですが、議会や審議会に断りもなくそれをやられたということについては、私は非常にこう納得できない思いを今なお持っているところであります。

意見書が出てきたからといって、慌てて東田原、西田原向けの説明会を役場でやられたということのようでありますけれど、順序が逆ではないかというふうに思います。最初から言うておりますように、街路というのは総合的な都市計画との観点の中で考えなければならないということでありますから、もう一度リセットして、振り出しに戻してやるということが妥当ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。せめてこのフロー図の３の段階まで戻すというふうなことについては、考えられませんか。

町 長 最も大事なことで、私が発言しないということはないというふうに思います。

小林議員が言われるように、より民主的にもう少しやっておればというご指摘は、私はそうやっておればよかったなという思いは持っております。

同時に、物事というのは歴史があります。歴史というのは、生まれるときがあるということは死ぬということがあるということであります。したがって、どんな計画でも、一定の期間を経れば、見直さざるを得ないということが生じてまいります。

都市計画が決められて、４０年もたってもなかなか道路がつかないではないかという、これは町民の皆さんからの意見もありますし、県からのご指摘もあったというのは事実であります。

ですから、私たち執行者といったしましては、大変選択に苦しむということであります。このまま進みたいというふうに思いますけれども、さてそれでは１０年以内にこれをやり切れるのかというふうに言われますと、なかなかそれでもできそうにないというふうに思わざるを得ません。能力があればできるんでしょうけれども、私の能力をもってすれば、なかなかあそこを１０年でやり切れる

ことはないということです。

小林議員が言われますように、もう少し説明を尽くしておればよかったという思いは持っておりますが、しかしあの計画をそのまま全然いらわずに、それで行けるかというふうに思いますと、私はなかなかそういう自信もないわけでありまして、やはり40年もたってどうにもできないという事柄については、県の指摘も、無視はできないという思いがあります。

ですから、どれが一番いいのかということでもありますけれども、小林議員が言われますように、十分住民の皆さんとひざをつき合わせて、そういうことを進めていくということがいいだろうと思います。私も区長会の際に、大門の区長さんだっただけだと思いますけれども、そういう形でいいのかというふうに問われて、私も反省をいたしまして、その後両方といいますか、説明をやはり尽くしてほしいということを職員にもお願いをして、ああいう実現をしていったということでもあります。

小林議員が言われますように、もう少し民主的に進めておればよかったのではないかというような、それはご指摘のとおりではないかというふうに思いますので、これからはもう少し民主的に進めてはいくと思いますけれども、それでは今の計画でやっていけるのか、10年以内にやっていけるのかというふうに詰め寄られますと、これも、はいやれますというふうには私はよう答えずに、こういう計画をもう少しみんなで練り直して、実現性のある問題にしていく必要があるのではないかという思いは持っております。

ですから、執行者としては非常に、両方やれば一番いいわけでもありますけれども、なかなか両方やっていく自信というのは、今のところないというのが現実の姿です。

技 長 質問議員はステップ2に戻れるかどうかという質問でありますので、それに対する答弁をお願いいたします。

技 監 今も申しましたとおり、ステップ4まで一応進めております。必要なチェック項目というのが3、4ではございまして、それは2に戻ったからといって変わるものではございませんので、今の町案としてお示し、広報に載せた案が最終ステップ4の結論として町が考えている案でございますので、そのステップ2にさかのぼってというのは現実不可能だと思っています。

小林 博議員 ステップ2が県までとすれば、町はステップ3ですから、せめてステップ3に戻ればなというふうに思うわけです。

県は前の見直しでは廃止する分が少なかったもので、今度は思い切ってやるんだというふうなことがこのガイドラインを読みますとにじみ出ておるわけです。しかし、一方的に押しつけるのではなしに、県が統一的につくったこの物差しで点数を入れて、廃止とか、あるいは存続とかいうことを方向を出しても、改めてそれぞれの市町村において、それぞれの地域でよく検討をなさいよということになっているわけです。かわりの路線がどうか、ほかの都市計画との、区画整理やら用途区域とか、私ずっと先ほどからいろいろ言いました、そういうこととのかかわりの中で、廃止しても本当に現況で大丈夫なのか、あるいはかわりの路線がつかれるのか、それができない場合は残しなさいよと、それは地域で選択しなさいという、これがガイドラインの後半ですね。そのように読んだんですが、間違ってますか。

技 監 ご指摘のとおりでございます。そういうこともありまして、代替機能が確保できるかということにつきまして、本町のほうで検討をステップ4ですておりまして、大門福田線については、県道三木栄栗線の改良工事、交差点改良等も完

成しておりますので、それらの状況を取りあえずきちっと見たいというふうに考えております。

小林 博議員 今触れましたように、代替路線なり、あるいは他の計画、あるいは現状の町の流れ、そういうことから見て問題のある場合は、県が廃止という方向を出しておっても残しなさいよという、残していいですよという、そういうふうにガイドラインでは書いておるわけです。

大門福田線のことはずっと出ておりますので、そこで述べますが、先ほど言いましたように、東西の連携、これについてはエルデホールの中の路線をと云々というのがありますけれども、そういうことはこの町の広報にも出ていないわけです。したがって、一般市民の方々は、廃止だけでかわりの路線がどうかということは全く認識をされていない。なぜその代替の案を出さなかったんですか。

まちづくり課長 代替案につきましては、検討をいたしておりますけれども、まだお示しをしていく段階ではないという判断の中で、お示しをしていないという状況でございます。

小林 博議員 かわりの案がまだ示せる段階ではないということですが、やはりこのガイドラインの趣旨を読みましても、かわりの案がスケジュール的にもいつごろまでにできる、あるいは現況の道路の中で、どこをどう触ればよいという、そういうかわりの方策がかなり具体化して、それが保証される、担保性があるという、そのことが確定をして、初めて廃止という方向づけをしてもいいですよという、そんなふうに私はこのガイドラインを読み取ったわけですよ。後半は。

したがって、このガイドラインに照らしてどうかというふうにここに書いておるんですが、このガイドラインに照らしても、今出ております市民からのその残してほしいという希望、そして都市計画審議会でのそういう意見、そして議会での意見等も含めて、これは大門福田線の廃止については、もう一回考え直すということが妥当な選択、現時点における選択ではないかというふうに思うんです。その点についてはいかがですか。

技 監 大門福田線につきましては、今回廃止を考えております区間について、都市計画決定のルートどおりの整備が非常に構造的にも不可能な構造になっております。そのあたりは26日、27日の説明会で、しっかり説明させていただいておりますので、都市計画決定があることによって、ルートもその線形で決められておりますので、なかなかそれなりの事業を進めていくというのは、現実問題不可能に近いような線形になっております。それを、解消する意味もありまして、今後柔軟に計画を考えていきたい。

それから、代替路線をお示しできないということは、今後10年間に、おおむね10年間です。事業予定が、めどが立たないところを、今回都市計画決定の廃止対象路線として考えて検討してきているわけございまして、今回、代替路線を先ほどエルデホール線から延ばしてとかという副町長からの話もございましたが、そういったところを実際お示しして、ではいつできるのかというご質問にはお答えできないような状況ですので、そういう意味で具体化、そこまでできてませんというまちづくり課長の回答になっております。

小林 博議員 10年以内にできるできないの議論ですが、それでは残した道路が10年以内にできるかと、計画のところができるかということになりますと、これはどなたが町長であろうと大変困難ではないかというふうに思います。例えば、西光寺高橋線にしても、この市川の一番広いところに橋をかけるというふうなことが10年間ででき上がるかという、これはなかなか難しい問題ですよ、事実

の問題として。しかし、工業団地と、そしてインターチェンジを結ぼうという、そういうその必要性から照らして計画を残しておるわけでありまして、そういうふうな立場から考えますと、大門福田線等についても、先ほど来言っておりますように、東西の連携、山崎からの雨水排水幹線計画との問題、そして北野井ノ口方面における用途地域のその設定の問題、土地利用の問題等含めて考えますと、これはいま一度検討し直して、総合的な判断が必要ではないかというふうに思うんですよ。

とにかく県の方針からすれば、幾らか廃止にせんと、もうしょうがないから廃止を急ぐんだというふうな感じに私は受けとめるわけですが、そういうことではなしに、考え直してほしいというふうに思います。

その代替路線ですが、大門福田線がなくても、十分に交通状況ははけるというふうに判断をされておるのでしょうか。現状でも私はマサキ医院に、私の治療ではないですが、順番待ちを取りに行くわけですが、朝7時半ごろから8時過ぎまでの間、こうして腕組んで、井ノ口の信号を北に曲がる車を見るわけですよ。かなりの台数が北へ曲がっていきます。あの車の全てが北野の村に用事がある車だと思いません。そんな意味で、朝たくさんの信号を避けて東に行こうというふうなことになると思いますと、やっぱりますます交通状況の心配というのは出てきて当然だというふうに思います。

したがって、今後の計画の方向として、大門福田線にかわる代替の方向がきちっと確定する、そのことが西の方の問題も含めて、町民の皆さんにこんな案を持っていますよということを公式で言える段階になってから、今回の案というもの、廃止案というのは成り立つんじゃないでしょうか。このガイドラインに照らしても、そうだと思うんです。かわりにこうしますよということを町民にアピールできないで、廃止だけを先行してよいのでしょうか。私はそう思いませんけど、いかがですか。

町 長 今回の場合、私の理解ですが、道路網を中心にして発表をしております、そのほかの事柄について都市計画で全部変更するというふうな案は出していない、そういう理解の上で、私もずっと作業を進めてくるようにしているわけでありまして、道路網に関しましては、今、言われますように、町民の皆様方にとっても、40年前にたてた計画をいまだによういらわないというのはおかしいのではないかというのは、町民の皆さんからも思われると同時に、県から見れば、やはりなお一層おかしいのではないかという思いがあって、これまたわかるような気がするわけであります。

そういう中で、県から見直してはどうかというふうに言われている段階で、道路につきましては、一定こういう方向で行きたいという案といたしますか、それをお示しをさせていただいたと、より民主的にやる必要があったのではないかということにつきましては、先ほど申しましたとおりで、より民主的に進めるべきではなかったかと、私も思っておりますけれども、それでは県の提案に何ら答えも出さずに行けるかといいますと、これも私もなかなか決心がつかないという、苦渋の選択というんでしょうか、執行者としてのそういう思いがあったわけです。

ですから、今、当面出しておりますのは、私は道路網に関して、その答申を、答申といたしますか、案を示させていただいていると。今後のまちづくりについては、それは町民の方々が多くの知恵を出し合って、そして決められることでありまして、そういう事柄についても、一層議論が進められていくのではないかというのは、私の認識でございます。

小林 博議員 その道路網ということについて絞っても、かわりの案を町民に示す段階にならないといけないのではないかとこのことを言っておるわけです。その点についてどうなんですか。

技 監 今の方針で案という形で廃止の案をご提案させていただいているわけですが、これを進めていくに当たりまして、具体には地域に入りまして、先ほど町長にもありましたけれども、ひざをつき合わせて、道路として整備していくことの計画について、具体にお話をしながら考えていきたいと思っておりますので、都市計画変更の案という形ではなくて、今後どういうふうなルートで、どういうふうな整備手法ができるかということについて、地域の皆様とお話ししながら進めていけたらと考えております。

小林 博議員 そういう気持ちは気持ちとして受けとめたいと思いますが、具体的にその代替案がどこで示されておるのかという、この前の常任委員会では、民生まちづくり常任委員会では、総合計画との関連が言われました。総合計画にこの代替案を書き込むんですか。

まちづくり課長 総合計画の中では、道路ネットワークという言葉で、その整備をするという言葉でお示しをしております。

小林 博議員 具体的な路線として入っておるわけですか。

町 長 大きな物事を考える場合、県から提示のあったことを、そんなに抜本的に、こうやります、こうやりますというふうに安易に案をお示しするというふうな能力は私たちには今のところないということでもあります。

したがって、全ての場合は慎重にならざるを得ないというのが現状でありまして、もしそういうふうに示したら、それはいつまでやるんかというふうに、今度またそういう責めを受けることになることは明らかだと思います。

したがって、そういう事柄については、まずは道路網ということで検討しながら、十分町民の皆さんと検討して、今度は30年も40年も待たなくてもいいような案、それを今示せと言われても、今のところ私たちはそういうふうにはできていないと、今の案で進めさせていただいているということでもあります。

今後そうした事柄については、十分都市計画あるいは住民の皆さんの意向を反映しつつ、どう進むかというのは今後の課題としては残っていると、このように思います。

議 長 答弁ないですか、総合基本計画の関係で。

まちづくり課長 今お示しを、意見募集をいたしております総合計画の中では、町の基盤づくりの中で、道路交通については、環境や交通弱者へ配慮し、安全かつ快適な交通ネットワークをより利便性が向上した道路網づくりを進めますという言葉で表現をさせていただいております。

また、基本計画の中では、道路の整備ということで、住民のニーズを把握し、道路整備の必要性なども検討しながら、安全で快適な道路ネットワークの構築を進めますという表現でお示しをしております。

小林 博議員 それでは、一つも具体的な形になっていない、ガイドラインに書いておりますかわりの案がかなり確実であるという、スケジュール的なものも含めてかなり担保性が保証されていない場合は廃止しなくてもいいですよという、このガイドラインの趣旨からいたしますと、廃止だけを急ぎ過ぎではないかというふうに思うんです。

私は若干苦い思いを持っております。都市計画決定に絡むことですが、今の下水道の終末処理場が西治新町地域に設定をされるときであります。西治新町区

とのかなりの話し合いもいたしましたし、私も新町区に住んでおるものですから、非常にいろいろと気づかいもいたしました。そこで町からは、警察の南側に橋をかけて、そして処理場の東側につくる公共施設、今は図書館になっておりますが、そういうほうに向かって新町のほうから行きやすいように、新しい橋をかけましょうとか、そんな絵が２回ほど、二つの案ほど示されました。それが今その地域の人たちから私の問われるのは、小林さん、あの計画まだ生きとるんでしょうねと、こういうふうに言われるわけですよ。そのときそのときの目的を達成するために、適当な絵を描いて出されて、我々使われたんじゃないかという思いをいたしますと、下水処理場ができて、町民全体に下水道事業が進んだという、最初に言いましたように、そういうことでありますから、それはそれとして価値はあったわけですが、しかし、あの道路の計画まだ生きてるんでしょうねというふうに言われますと、非常に辛いんですよ。

今回も議会で示されたこの代替案のこの路線図、これだって結局町民の皆さんに向かっては発表できないという形じゃないですか。それをもってして廃止だけ優先するのだというのは、私は納得がなかなか行きません。廃止をするには、それにふさわしい手続と、そしてそのかわりの案がないといけないというふうになっているのが、このガイドラインです。町民の意向はどうか、町民多数の意向はどうかということも、検討素材だということをご書いてありますよ、ガイドラインに。

今、多くの町民の皆さん方から存続を求める意見書がたくさん出ておるわけですから、当然そういうこともこのガイドラインに沿えば考慮しなければならないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

副 町 長 言われれば、そのとおりでありますけれども、企画財政課長が申し上げましたように、少子高齢、人口減少時代を見据えて、財政収支見通しは非常に厳しいところがございます。駅周辺整備における分野で財政計画の収支見通し等のご質問もございました。これら等の財政収支につきましては、本年１２月までにこれら等提示をしながら、進めていきたい。結果的に申し上げますと、駅周辺整備をすれば、他の事業になかなか着手することはできない。また、現状にあります、そういったような継続性の必要のある、住民生活に密着した事業の見直しは、これらは絶対にできない。これらは守らなければならない事業等がございます。

今言われますように、代替案を示せということでもありますけれども、先ほども総合計画の話が出ておりました。その中におきます分野につきましては、道路整備でネットワーク、また今の都市計画道路でありますとか、用途地域など都市計画の見直し等につきましても、基本計画の中に挙げているとおりでありまして、これら基本計画はご承知のように５年の計画であります。次の段階におきます分野につきましては、技監も申し上げましたように、次のその代替案なるものを示せるような段階になりますと、それらを含めながら、お示しをしたい。

また、大門福田線におきます分野についての道路幅１６メートルという部分よりも、説明会の中では、少し縮小しても、計画については、北野地区、広岡地区におけるそういったような用途地域に合わせたような形の中での道路整備をお願いしたいという要望を受けておるところでありまして、それらは地元、また周辺地域でご意見をいただきながら、町内部で検討を加え、お示しできる段階になれば、示していきたいと、このように思っております。

小林 博議員 今までの答弁を聞きまして、やっぱりその私の思いを変えることはできません。

先ほどこちよつと触れましたが、井ノ口の信号から東を向いて入る、あるいは大門のほうから井ノ口のほうに向かって迂回路として来る車等多いですが、あの道路の通行料は1日どれぐらいだというふうに認識しておられますか。それでその、これからますますふえるのかへるのか、その点についての見解を求めます。

まちづくり課長 この交通量調査をいたしております。昨年の10月調査では、東行き、国道から入って東へ向く車が719台。

小林 博議員 何時から何時まで。

まちづくり課長 7時から夜の17時、12時間交通量でございます。それにつきましては、西行きにつきましては、国道へ出ていく車が610台ということで、合計1,329台でございます。

また、以前にもこの地点、若干違うんですけども、東側、藤川先生のお宅がある、あの前の道路で交通量調査したものがございます。平成18年10月、これも12時間交通量でございますけれども、東行きが774台、西行きが638台ということで、この時点で合計1,384台と、60台、現在ではその当時の調査よりも少ないということで、今後この交通量がふえるという見込みではおりません。現状維持か、若干少なくなっていくんではないかというふうに、人口減少の中で、そういうふうには考えております。

小林 博議員 私は、辻川周辺から田尻へ至る、元国道県道のその流れを見ますと、ますます車がふえるのではないかという、そういう心配をいたしております。地域の人たちも多分そうだろうというふうに思うんです。そういう状況の中で廃止だけを先行させるのはいかがかなというふうには、今なお思っておるということがあります。

ほかの問題もありますので、最後に副町長にお尋ねをいたしますが、8月26日、27日の説明会で、終わりの挨拶で、多くの皆さんの意見をいただいたので、今後その意見を尊重して検討するというふうに副町長が挨拶をされたというふうにお聞きをするわけですが、どのように検討をされていっておるのでしょうか。

副 町 長 それらを踏まえまして、総合計画の中における基本構想でありますとか、基本計画における市街地整備、こういう中におきます分野で、それらの文言を入れさせていただいております。

当然今言いましたように、終わりの挨拶の中にそのように私も申し上げました。当然地元区における意見、ただ今答弁いたしましたように、いただいた意見を尊重しながら、担当課ともども検討を加えていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 住民の側からすれば、そういうふうな答を聞きますと、検討を加えるということになれば、町の原案を通していくためのその理屈を考えるというふうなことじゃなしに、基本からもう一回考え直してもらえんというふうな期待もあるかと思うんです。そんな面でお願いいたします。

この件の結びに当たりまして、改めて都市計画というのは総合的なものでなくてはならないということです。そして、まちづくりの観点から言いまして、西東の一体感とか、その他地域の問題、いろんな整備計画等も含めて、今全ての計画が全部できなくても、そういうことを見通した街路計画でないとならんというふうに私は思っています。

したがって、いま一度時間を置いて進めていただければというふうに思うんです。あくまで、この進められております来年の春の正式決定ということを目指

しての進むということでしょうか。

まちづくり課長 今現在ではその予定で進めております。

小林 博議員 県の土地計画審議会等もそれでなきゃならんというふうなことなのではないでしょうか。福崎町の分は若干おくれても、よく練り上げてこいよということにはならないんでしょうか。

技 監 まだそこまでの県との協議は進んでおりませんので、あくまで、これまでお示ししてきたスケジュールに基づいて、継続的に進めていきたいと思っておりますので、これから、今回素案、意見照会をした形で、県と協議をしまして、今後の方針を改めて立てて、3月を一応目標に進めていきたいと思っております。

小林 博議員 3月を目標に進めるということになりますと、それまでに急いで代替案も含めて、住民の納得できるものをつくらなきゃならんということになるんですよ。それでないとおかしいと思います。改めて、そのことを申し添えておきます。いろいろ言っておりますと、もうかなり時間が進んで、ほかのことが言えなくなりますので、進めますけれども、思いを述べさせていただきました。

次に、2番目の項目に入ります。

議 長 質問議員、ちょっとお待ちください。

町 長 代替案ができなければいけないというふうには私は思っていないんです。代替案は検討の課題として進めるということで、都市計画については住民の皆さんのご意見を十分反映しつつ進むということはそのとおりだと思います。

しかし道路網の事柄でもって、全て代替案ができなければというふうなことで、今代替案を示せと言われても、なかなかそれが示せる状態であるなら、それができなければ発表しないではないかというふうに言われております。私も執行者になりましたから、そういうことができるなら、本当にやりたいと思います。しかし、計画はたっておったけれども、いつの間にか家が建っておる。工場が建った。そしてまた一定の施設が建ったと、先ほどの新町の例ではありませんけれども、住宅街が東にできてしまっ、道路を橋をつけるにしても、なかなか難しいという状況になりましたから、それでも、立ち退いてでも道路をつけるというふうには、私もよう決定をいたしておりません。それは私のやっぱり決定力のなさ、実力のなさということになるわけではありますが、しかし、時代は日進月歩、町の様相も変わっていきますので、そうした状況をつぶさに検討した上でないと、なかなか代替案を今すぐに示さなければ、次に進めないということになりますと、なかなか厳しい面があるのかなという思いは持っております。

小林 博議員 いや、これは、3月18日の町議会、3月24日の都市計画審議会に示されたこの代替案は、議会に示されたわけですから、全町民に対して示したというふうな位置づけだというふうに、私は理解するわけですが、これが広報等に発表できない、これはまだ発表できないものだということになりますと、議会ではあれは白紙に戻しますよという答えを、話を聞いたわけではありませんので、これが代替案ですよということで、私は町民に向かって発表してもいいんですか。

町 長 私が先ほど答弁したのにだいたいそれは含まれていると思っております。代替案として発表すべきか、すべきでないかというのは、担当者が知っていると思いますので、その事柄については、担当者のほうで進めていただければいいと思いますけれども、議会に示したことは、できるだけ執行していこうというふうに、私は思っています。

しかし状況の変化というのがありますから、そういうことを全く無視して町政

を進めていくというのはなかなかできにくいというのも、私がこの立場になって、初めていろいろと理解したという面もあります。ですから、そのとおりに何もかもが行くというなら、それは一番幸せでありますけれども、なかなかそういう状況にないということも事実でございます。

技 監 議会にお示しした代替案というのは、ある程度流れのフローという考えを持っておりますので、点線で示していると思います。それから、黄色の1.5車線区間というところについては、今回、地域の皆様にも、いろいろご意見いただいておりますので、必要な交通対策、安全対策、必要なところがあるかなと考えておりますので、これはあくまでイメージ、整備のイメージという形でお示ししておりますから、それが即代替案かというのと、これが計画、都市計画にかわる代替案という形にはなっていないということで、今回しっかりお示ししていないような状況です。

小林 博議員 今の答弁を聞きますと、3月のこの議会と都市計画審議会に示されたこの案というのは何だったのかなという思いがしてなりません。改めて言うておきますが、都市計画は総合的な問題でなければならない、住民の意向を尊重しなければならないというふうに私は思っていると、今なお思っているということを、申し添えておきます。

次に、公園の管理の問題に入ります。

市川河川公園など、6施設の日常管理を委託しておると聞きますが、どのような委託内容でしょうか。

まちづくり課長 委託内容につきましては、日常の管理としまして、定期的な巡回による安全管理、定期的と申しますのは週に1回月曜日をしております。これによりまして、巡回による安全点検、またトイレの清掃、広場や法面の草刈り、花壇等、これらについて業務委託をしております。

小林 博議員 それはどこに幾ら、金額幾らでしておるわけですか。

まちづくり課長 委託先はシルバー人材センターでございます。25年度決算では、約135万円だったと記憶しております。

小林 博議員 それは契約どおり実行されておるのでしょうか。もし問題があったら、責任の所在は作業をしている人たちなのか、あるいはシルバー人材センターなのか、その点についてはどうでしょうか。

まちづくり課長 現段階におきます契約については、契約どおり執行されていると思っております。また、その責任につきましては、所管をしておりますまちづくり課が責任をとるものというふうにっております。

小林 博議員 ことしの夏は大変でありまして、河川公園が近くでありますので、私はよく行くのでありますが、そこでかなり多くの利用者、私が多く言うたら、3人ほどから聞いたのかなと思っていただいたらよろしいですけど、かなり多くの利用者から何回にも分けて苦情を聞きました。まず、水遊びのプールに水が、ことし何回入ったと思いますか、課長。

まちづくり課長 申しわけございません。ちょっとわからないところでございます。

小林 博議員 そうということがわからないで、先ほど、適正に管理されていると思っという答ではどうなのか、ことしは1回も入ってないですよ。1回もという言葉を使っていほど入ってないですよ。

おとしまでは毎日水をためて、それで回ってくる人たちがきちっとブラッシングもして、きれいにしていただいたそうです。あのあそこに足つぼの効能を書いた看板があって、そして、地面にはこんな大きな足つぼの説明、大きな足形で足つぼの説明書いたのがあって、そして足つぼのはだしで歩くそういうの

がセットしてあるんです。そこがもう土がたまり草まみれで、ことしの夏はよく雨が降ったんで草が生えて、もう1尺ぐらい、30センチぐらい草がパーッと生えて、もう惨たんたる状況でありました。周りのコンクリートのブロックのところも草まみれで。利用者は直接役場へ言われたりしたそうですし、私もよく聞いて、私も届けました。ところが1カ月半たっても何の手も打たれず、草ばかり大きくなってしまって、終いに利用者の人は、もう、小林ほんまに役場に言うたんやろかいって、町会議員が言うたら、こんな草ぐらいじき引くやろうに、小林は言わんとほっとるん違うんかというふうな、そんなふうに言うとりんやというような話で、たまらず私が3日ほどかけてその足つぼのところを引きました。反対側は別の人が引いておいででした。

ところが、そうしますと、その私にご注意をされた人が、確かここはシルバー人材センターに町がお金を払って管理を委託してるはずですよと、町民の税金を使って発注しとって、そこが仕事をしないのをボランティアで仕事をするのは、それはいかがですかというふうに言われたんです。議員なら、ちゃんと町民の税金を正しく執行するのに監督するのが仕事と違うんかいなと、あんたが引くんやったら間違ってるよと、まあそういう趣旨です。本当にそうですよ。ひどい状態ですよ。

そんなめちゃくちゃな状況ですから、この六つの公園も回ってみました。いろいろ回ってみました。やっぱり河川公園が一番ひどいですね。シルバー人材センターの事務所にも行きましたよ。役場からもちよっと聞いてるんですけど、当事者に言うてるんですけどね、ぐらいの話です。現場も確認しとらん。こんな無責任なところに委託契約をして、これで適正にやられてると思ってるというふうな、そんな答弁でそれでいいんですか。教えてください。

まちづくり課長 今言いましたように、管理は直営方式ということで、まちづくり課が所管をしております。この管理といいますか、業務委託に関する監督責任というのは、今ご指摘のようにできてない部分も多くあって、多くの意見もいただいているところでございます。

今後はその管理水準といいますか、その回数等も考えながら、まちづくり課で管理をしていきたいというふうに考えます。

副 町 長 シルバー人材センターの私、理事をしております。今言われました事柄については厳しく理事会もしくは事務局のほうに申し伝えます。

小林 博議員 私はもう結論から言いますと、芝生等の管理は業者委託をしておるわけですから、一番北側のサザンカ等の植栽などもシルバーに委託しておるようですが、全てまとめて業者委託にするのがよいと、芝生や植栽は生き物ですから、できれば複数年契約で、いい業者にきちっと管理をしてもらうというふうにすれば、利用するものも非常に気持ちがいいんじゃないかというふうに思うんですが、そんな方向に委託を変えないと、まちづくり課本当に今気の毒なほど忙しいですよ、そこに向かってこんなこと言うていくのは、本当に気うつなんだけど、それは町民から聞かれたらしょうがないし、目的でつくった公園がきちっと使えない状況であれば仕方ありませんから、言わざるを得ない。

ですから、もうそういうふうな手間を省くためにも、役場の職員もむちゃくちゃ人をふやせるわけではありませんので、こういった公園はまとめて、そういう管理も含めて分割して、この分は誰、この分は町と、そんなことせずに、この公園の管理は業者に一括して委託をしたというふうなことがあってもいいんじゃないかというふうに思うんです。どうですか。

副 町 長 よいご提案をいただきました。長期契約を締結することができる契約を定める

条例がございまして、期間を決めて、それら等契約することはできます。

公園等の維持管理業務につきましては、３年以内というような形になっておりまして、そういう関係に含めまして、全体的な検討を行いたいと思います。

また、公園等の維持管理業務につきましては、今、芝生管理から含めた形の中でというところがございました。当然これらにつきましても、範囲を広げて建設業の方にも入札に参加していただいておりますけれども、やはり管理のあり方等から見ますと、やはり専門業者のほうがいいのではないかとというように、私自身も思っております。

これらにつきましては、今いただいたご提案、前向きな方向での中で進めてまいりたいというように思っております。

小林 博議員 次も住民の方からご意見を繰り返して聞いておくことから入りますが、慰霊塔についても、遺族会の皆さん方のご苦勞やら協力もあつてのことですが、これまで管理が進められてきましたが、既にもう年齢もいかれ、非常にあの危険な坂道を上がりおりするのは大変だということでございまして、慰霊塔の管理に関する条例も目を通してみましたが、基本的に施設は町有であり、将来にわたって町が責任を持って管理をするという方向で臨むのがよいと思うのですが、いかがですか。

住民生活課長補佐 慰霊塔の建設の経緯につきましては、昭和４２年に南大貫の遺族の方が建立されたものでございます。それを寄附を受けたところでございます。

その後、維持管理基金を設け、位牌や塔の外構の塗りかえなどを町のほうで整備を行っております。

過去の大戦において犠牲となられた６０７柱の御魂に感謝し、永久平和を後生につなぎ、語り継ぐためにも、将来にわたり町のほうにおいて維持管理を行っていくべきではないかと考えておるところでございます。

小林 博議員 何回か、この夏上がってみましたけれど、トイレも使えない状況のままでございます。遺族会の方に聞きましても、できればトイレも使えるようにしていただいたほうがありがたいということでありますので、その点も含めた管理の責任を求めておきたいと思います。

その他、社会教育施設なども、特にここで問題にしておるのは屋外施設なのですが、雨漏りやらいろんなところの駐車場、そんなところの雨漏りやら、トイレのごみ、その他いろいろ苦情をお聞きをすることが多いですし、見て回りますと、これはなというふうなところもございまして。それらについての日常的な点検や管理方をよくしてほしい。そして、ごみ入れの大きな缶、バケツ等を置いてあるところもあります。これからはごみ箱はもう廃止をして、利用者がごみは持ってかえていただくという、それをマナーとして徹底させるというふうな方向で臨んでいただいではどうかというふうに思っております。

多目的グラウンドも今建設中でございます。これらを今、河川公園のところから入りました、そういうふうなことを含めて意見を述べておりますので、多目的公園も含めて、今後のこの管理方向の考え方について、答弁を求めます。

社会教育課長 まず、公共施設の維持管理でございますが、ことし４月総務省が公共施設の計画的な維持管理を推進するため、市町村に公共施設等総合管理計画の策定に取り組みというような要請がございました。今年度から交付税措置もされているところでございます。

この計画には適切な維持管理、修繕についてもうたうことになっております。

一つの施設のみ計画しましても、やはり財政面からは全体のバランスの中で優先順位も決まってくるということから、この公共施設等総合計画管理の中で、

町有施設全ての維持管理や修繕についてうたうこととなっておりますので、その計画の中で明記をしていきたいというふうには思っております。

小林 博議員 次に（４）については、これはちょっと誤解を呼ぶ表現であったようですが、文化センターや図書館等、そういう施設を民間に任せとっているのではありません。今言いました多目的グラウンドやら、公園とかそういうふうなことを、複数でいろいろやっているようなことを、一括して業者委託も含めて検討すればよいのでは、効率的ではないかということを、河川公園のところで述べた、そういう趣旨でございますので、そのように私の意見として受けとめていただければと思います。

次に空き家対策に入りますが、各自治会長さんをお願いをして、空き家の調査をやられたようですが、その調査結果についての報告をお願いいたします。

まちづくり課長 区長さんから報告いただきました空き家につきましては、３３集落で２８１戸空き家がございます。

この中で、市街化区域１０地区で１０９戸、市街化調整区域２６地区で１６５戸、都市計画区域外では１地区７戸ということで、総数は２８１戸でございます。

小林 博議員 それらをどんなふうにしていこうということなのか、国、県もそれぞれそれらの課題について政策化するというニュースがありますが、福崎町での方向づけはどのように考えられるでしょうか。

まちづくり課長 これまでも答弁の中では市街化調整区域におきましては、１戸１戸について制限がかかってくるということも申しております。これらにつきまして、今現在職員によりまして、１戸１戸の状況といいますか、どういう位置づけ、建築年度、また建築確認が出ているかどうか、またその用途地域等、精査をしている状況でございます。

小林 博議員 次に新しい空き家対策としての政策も、これ全国的課題であり、国、県も方向を示しておりますので、町もおくれをとらないように、方策が、政策が要るかと思うんです。ぜひその点お願いしたいと、その際神河町などがさまざまな取り組みをやっております。身近なところで非常に参考になる例が多いかと思うんです。そんなことも含めて、参考にしてほしいと思うんです。

新町でも、古い民家で、今空き家で、もう管理しておるのが神戸、大阪の方面におって大変なんで、ちょっと古い、古民家利用みたいな形で使ってくれる人ないだろうかというふうな、そんな相談を、新町の古い大きな民家の方から受けたのが最近でございます。

そんなふうなこともありますので、何らかの方策を考えてほしい。民民の取引じゃなしに、やっぱりそこに町、自治体が介在することによって、こういう空き家対策というのは前に進むというのは全国的に先進例がございますので、その点、よろしくお願ひしたいと思うんです。

危険度が高いところ、これらについては緊急の対策が要ると思うんですが、いかがでしょうか。不審者が出て問題になったというふうな通学路沿いの空き家等も、最近問題になったというふうにお聞きをしておりますが、危険度が高いものについて、どのようにされるんでしょうか。これは前にも災害対策法か何かそんなほうの絡みも含めて、町がやれるんじゃないかというふうなことを提言したことがあるんですが、その点についてどうでしょう。

まちづくり課長 危険度の高いものにつきましては、基本的には除去をするということで、適正に管理する条例の制定を考えております。この中では町が除去の指導・勧告等を行うこと、また、代執行が可能となるような条例の制定、また、撤去して

いただく場合の補助金、他市町ではそういう制度もつくられておりますので、それもあわせた検討をしていかなければならないということで、今進めております。

小林 博議員 その条例制定はいつごろの議会提案を見込んでおられますか。

まちづくり課長 この中では、今申しましたように、1軒1軒の整理をしております。そういった中で、建物の写真等も今入手をして、状況等も確認をしておるところでございます。

できれば来年末には条例制定に向けた取り組みができないかというふうには考えております。

小林 博議員 来年、来年といってもいろいろですけど。

まちづくり課長 27年度末、28年3月にできないかなというふうには考えております。

小林 博議員 できるだけその期間を縮められれば縮めて、前送りしてでもやっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、七種山の問題について、よくいろいろ議論しておるんですが、改めて総合計画がつくられておるような時期でもございますので、これからは自然と文化、歴史を生かす時代です。私はそう理解しておるんですが、教育長いかがですか。

教 育 長 そのように私も捉えています。

小林 博議員 したがいまして、総合計画にもそれにふさわしい位置づけをしてほしい、町政の毎日の業務の中にもそれにふさわしい位置づけをしてほしいと思うんですが、副町長どうですか。

副 町 長 できるだけそのように考えております。議員ご承知のように、運輸省の家族旅行村から含めた形の中で、まちづくり事業で昭和60年から含めて3カ年、4カ年事業を行ってまいりました。そういう観点は今も持っておりますし、みどり公社等にも整備をやっていただきました。今後におきましても、そのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

小林 博議員 かなりの町有地もございますので、それらの管理も含めて、やっていただければいいなと。栗もたくさん実るところもあるんですが、イノシシやシカばかりに栄養にしていくということじゃなしに、町民もそういった栗狩りに行けるような、そんな地域に今の町有地ができればいいがなというふうに、そんな思いでいつも見ております。

次にトイレの整備も急いでほしいと思うんです。特にあの山門にあるトイレも非常に不備で、特に女性の利用、山行きの方々からは、散策される方からは、トイレの整備を求められておるんですが、その点について進捗状況どうでしょうか。

地域振興課長 前回6月にもちょっと答弁させていただきましたが、それ以後具体的な進展をしております。今後、今現在山門の前にあるんですけれども、それから鳥居前まで、ちょっと現地を見ながら、電源、ソーラー発電が可能なのか、電線の敷設が可能なのか、そういったことも含めながら、場所、処理方法を決めていきたいと考えております。

小林 博議員 加治谷のところにもいいトイレが建設中ですので、もうできたんですか。西のほうも、多くの町民、町民だけやなしに多くの人たちが来られますので、福崎町へ来て、トイレが汚かったなという思いで帰っていただくのは、もう残念ですから。いいトイレを早くお願いします。

それでは最後に、通学道路はどのようにして決定をされるんでしょうか。防犯も含めて危険箇所への対応を早急にやってほしいと思うんですが、いかがでし

ようか。

学校教育課長 通学路につきましては、学校ＰＴＡ、地元関係者等がルートを検討しまして、その結果をもとに学校が決定をいたします。それを教育委員会が承認するということになっております。

住民生活課長補佐 防犯です。防犯につきましては、防犯パトロールを強化するとともに、危険と思われる箇所につきましては、区長様からの要望等を精査の上、防犯灯の設置基準と照らし合わせながら、必要な箇所につきましては、防犯灯の設置の方向を検討していきたいと思います。

小林 博議員 そういう決定方法だということですが、いろんなことを考えられていたと思うんですが、幼児の父兄からは、特に国道３１２号線の歩道もない狭いところを、何で通学路にしたんやろということで、幼児のお母さん方からは非常に聞いております。そんな面でよろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。  
本日の一般質問は、これにて終了いたします。  
以上で、本会議４日目の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 ２時０７分